

在應官人等承知、依宣行之旨宣

天文七年十月十五日

大貳多々羅 花押

蛭瀬對馬守殿

◎幸範所帶事。當代御裁許永
住中、請之旨、今日被成御
判、奉者如并例、領知爲所
相違計之、依令執達如件

天文廿一年十二月十五日

美濃守 花押

伯耆守 花押

幸範の子が蛭瀬對馬守で、

此の領地繼承の保證が美濃守

白川政世と伯耆守杉重輔に×

原に替地を命せられたのである。



×よつてなされたので、此白川
、杉共に大内家の臣で豊前の守
護代である。幸範の子には掃部
頭朝範があつたが、まだ幼少で
あつた爲弟の彈正少弼道範が繼
ぎ、大友義統より一字を贈られ
統範と改めたが、天正六年十一
月十二日日向國耳川の合戦に討
死した。統範の子に大家玄彌が
あり、又一女は末廣對馬守正行
に、一女は自見善七郎重貞に嫁
したと云ふ。朝範の子右衛門尉
恒範に至り、天正十六年蛭瀬河

以上は大江家の系圖によつたものが蛭瀬氏は中津江氏と混交した上地方の豪族として一族も多く、備中守鎮忠は大友氏豊前に打入り山田判官、長野新兵衛尉、小林彌六追捕の際功績あり、本領安堵の坪付がある。鎮忠は前に引用した古文書で義鎮より一字を受けて鎮範と稱しか様でもある。古文書には尙備中守宛のものには田原親賢よりのもの三通、長増よりのもの一通ある。蛭瀬家に當時族黨多く新介、彈正忠統範、次郎統忠、新五兵衛尉統房等もあつた。彈正忠は宗家が友氏より許可されたものかとも思はれ、文書として彈正忠宛のものでは、勸譽より恵良和泉守に關し野原忠右衛門入道と彈正忠宛のもの壹通、鎮信、鎮邑、鎮邑より萬田兵庫介に關し、草場伊豆守、大留佐澤守及彈正忠に宛てたもの等がある。新五兵衛尉には紹忍よりの感情五通、次郎宛のものは義統よりのもの一通、紹忍よりのもの五通、宗雪及親此よりのもの各一通が前掲以外ある。蛭瀬家が後年沖臺十六ヶ村の大庄屋となつたのも、之等祖先の山緒によるものと稱すべく、只其宗家に至りては何れとも判明せぬ譯で本村の南部を根據地として次第に中津、大江地方に繁殖した名族たる事を知るのみである。

第六節 加來氏と本村

以上本村の成立より五百年前までの沖臺發達の大勢を説き、且つ其間に起伏せる中心勢力に就て記

述したが、要するに五百年前に於ける本村は山國川の舊河口たる金手地域の西部に相當な耕地が開け、そこに蠣瀬氏が根據地を据えてゐたのである。處がまだ無人の海濱で、暴風雪の日は周防灘の激浪が逆巻き寄せては返す海濱北東部に、今の東濱の耕地が成立しかけてゐたので、本村地域は其成立の當初東部と南部と二系統を有する譯で、其南部に屬する部分は沖臺諸村の接續地として既に成立の経路々述べた通り、五百年後も此系統を追うて次第に發展して來たのだが、×



×東部の成立はごうして來たか、以下之を探究するであらう。さて南部の發展が武力的覇者の事業として島野勘解由や小楠彈正に依りて農耕地として發達したものを、蠣瀬氏が武力を以て名族たるの實力を發揮した爲、主として史上には武力的發達の跡を残したに對し、東部は主として農耕地として平和的發展をなしたもので、東部の耕地は元龜天正の戦乱に投じた人物を有せず、只農耕と漁塩の利を基として堅實なる農村を建設したのである。然らば其農耕者の系統は如何、之より五百年以來順次に移

動して來た住民は、土着以來戦乱關係はないが、土着以前に於ては其原住地に於て皆相當の名族であつたので、事ある時は宗家の招請に應じて干戈を執つて起つ勇士もあつたであらうが、只土地が海濱の一部落で元龜天正の攻伐、争奪にも何等の重きをなしてゐなかつた爲兵燹の累を免れたものである。然らば其東部住民の原住地は如何。

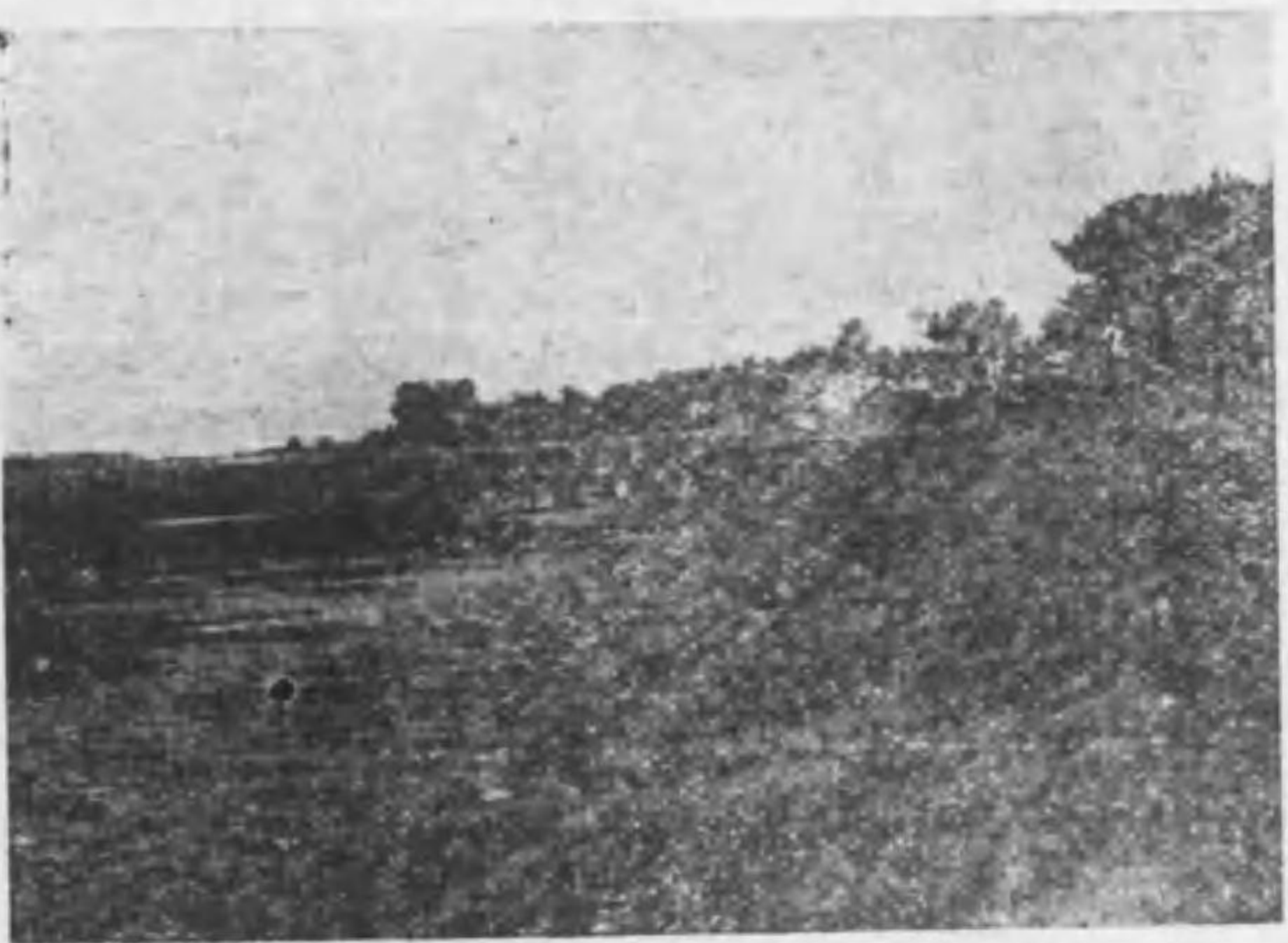
地勢を按ずるに本村東濱大新田の地は如水村下池水に接續して次第に低下してゐる。即ち東濱の住民は自然の勢として下池水より移動したものでなくてはならぬ。従つて東濱の住民は五百年前下池水以南の名族として活動した者の末裔が其大部分を占め、それに以後の移住者を加えたものでなくてはならぬ。然らば五百年前の東南高地は一帶に野中郷であり、此の野中郷に蟠居した名族は加來氏、古城氏、池水氏である。

加來氏の末裔に加來元龍があり元龍は地方史研究家として著名だが、同時に恣に地方史を改造附會した處も頗る多い。従つて自家の祖先たる賀來氏に就ては、多くの賣入や附會を加えてゐる事を考へねばならぬ。然し加來氏に就ては大要次の如きものであらう。

元暦元年甲辰義經攝津國一ノ谷の城を陥れ、平家讃岐國屋嶋に遁る。同く三月義經緒方三郎惟榮に命じ、五城を豊前豊後に築く。五城相接し以て平氏の九州に走るをこばましむ。一に曰く芝崎城(豊後國東郡)二に曰く高森城(豊前宇佐郡)三に曰く犬丸城(下毛郡)四に曰く大畑城、五に曰く

塩田城 豊前築城郡云々(賀來系圖)

加來に築城された遺跡は今もあるが、之は後世の事で、此系圖に云ふ惟榮の築城の事實と考へられない。然し緒方氏は此處を足溜りとして居館があつたであらう。従つて緒方氏の一族郎黨の内、後年迄此地に土着したものがあつた等々で、従つて此系統は大神氏でなくてはならぬ。大神氏の系圖には緒方氏は二郎惟興をして大畑城を守らせたとある。緒方氏は大分郡加來村×由候。彌可被抽忠節之旨候



恐々謹言

×にも一族を居しめた。従つて加來氏も亦大畑城主大神氏の一族で、大神、加來同系でなければならぬ。吉富氏の系圖によれば文安年中(四百八十餘年前)の人に、大畑城主加來次郎惟教がある。又大神文書によれば天文元年五月大友勢豊前に進發せる際高田表にはせ向ひ功績あり。去月十八日至豊後高田、御働之時、任仁保形部丞殿仰相働、殊に人數等過分馳走之由、令披彰候。神妙之至御感悅之

六月三日

加來新左工門尉殿

粟屋治部丞 在判
庄田助左衛門尉 在判

此の感狀の事は賀來氏の系圖に、出で賀來と加來とが混交してゐる。そこで尙大神氏の系圖を調べて見ると大神鑑基は加來右衛門太輔と稱し、享祿三年春正月豊後國加來庄に於て、清田越後守を防戦して討死し、其子加來新左衛門尉太神守次は慈父の仇を報せんとし、軍中を斬抜け、豊前國下毛郡伊藤田縣(小楠郷)叔父松三河守を頼り大内家に屬したと云ふ。そして天文元年五月大友勢を高田に攻めて積憤を拂つたのが前の感狀である。そしてこの加來新左衛門尉は此時の功で大畑村を賜ひ、此時が加來村と号し、豊岐守に任じたと云ふ。この加來氏は東濱の加來氏に關係があるから、もう少し詳しく記して見やう。

六月十二日

加來新左衛門尉殿

仁保刑部丞降綱 在判

◎去月十八日至豊後高田表働候時、人數等多く被召連、馳走之段、則興重江遂注進候之條、年寄衆御奉書神妙之至、被申候。彌々無油斷御忠節專一に候 恐々謹言

◎去天文元年大友出張之刻、於其境依馳走、如此御奉書候之間、被下遣候。彌馳走可爲肝要候之由、可申旨候 恐々謹言

四月十八日

中山主計正眞賢 在判

加來新左衛門尉殿

× 天文三年七月二十一日

◎去天文元年大友勢出張之刻

興重 在判

、被官加來神左衛門尉馳走

加來新左衛門尉殿

之次第、確に被知食候。此

處が大神氏系圖が此次に甲鱈

等之趣可被申旨之申候

目となつてゐる。即ち

恐々謹言

重基 重名與八郎 和泉守

天文二癸己六月二十九日

守次長男 與重卿加冠 重

網中下野守興國 在判

基弘治二年大友義鎮卿出張

沼間隼人佐興勝 在判

、豊前 統屬入友氏。任和

杉三河守殿

泉守、鎮秀永録元年十一月

◎今度於其表、所々勸馳走、

上毛郡於篠塚西部、凶徒防

神妙之至也。依而任壹岐守

戰討死

之狀如件

天文元年から弘治二年迄二十

五年である。守次の子の重基が加冠したのは此間であらう。然かも大内家の守護代杉興重に加冠され



た加來重基が僅々十余年を経て、杉氏の大友氏に追はれた際、之に叛いて、舊敵大友氏に降る筈がない。必ずや逃亡するか戦死するかより外に方法はない筈である。處が依然として舊城地に残り賀來統直となるとは考へられぬ事である。又鎮秀とは誰の子かも分らない。そこで真相は文字の裏に潜んでゐるので、重基は大友氏一統の際逃げ出して上毛郡篠塚で討死したものである。即ち以上の加來氏を著者の想定で記述すると、鎌倉時代に宇都宮氏が城井に住し、下毛には野中氏の長岩城と、深水氏の深水城と此二つしか城はなかつたので、前の繁ぎの城と云ふのは一の傳説で源平盛衰記などの筆の綾である。即ち緒方氏は大畑にも足溜りを作つた、又は一時兵を止めたと云ふ位の意味である。其時豊後の緒方氏の郎黨中大畑の地に残つたものがあつたであらう。然かも其上着者は豊後の加來村出身の勇士で、その土着した一族から、後年加來新左衛門守次が頭角を顯はしたのであるが、祖先の原住地が大分郡加來村であつたし、爾來三百五十年に亘つて大分郡の加來と下毛郡の畑地の多い大畑（加來、大貞、池永地方一帯野中郷地方の總稱で別名だつたと思はれる）との交通難婚も行はれ、一族が大に繁殖したもので、自見名に移つたものは自見姓を冒す様になり、其宗家は神職として大貞宮に仕へたので、一族郎黨は皆農耕に従つたのだが、應仁以來天下漸く多事となり、功名を戰場に競ふ様になつて、その一族から大神守次が崛起したので、祖先出身地の關係上大分郡の加來に潜入し、大内氏の爲に大友氏の動靜を探る内、事顯はれて父の太神鑑基は討たれ、子の守次のみ遁れ歸つて夢て、此功

續で大貞神官は一躍して加來壹岐守太神守次となつた。即ち大内氏の除目に預つたので、之より大畑の邸宅を修築し、大畑城主として一族中の盟主となり名聲を擧げたのだが、權花一朝の夢で大友氏の勢威が豊前に及び、大内氏は退却の止むなきに至り、大畑城や大貞八幡宮は焼かれ、重基父子は討死したが一族は或は城井の宇都宮に仕へ、或は自見村の民家に隠れたのである。そして新に賀來統重と稱する大友家の郎黨中の成上り者が大畑城主となつたので、一族の名ある×



×ものは皆此時に大畑城下を逃亡したのである。然して此の統直は加來村を新に領したから加來を姓としたが、前の加來氏では變なので特に賀來と改めたので、地名は依然加來と稱へてゐたのである。著者がなせこんな臆説を立てるか云へば、第一賀來家と大神氏、自見氏の文書が一致せぬし、第二に賀來氏の文書丈でも他の吉富文書など、辻妻が合はないし、然かも加來氏も大神氏も賀來氏も自見氏も共に現に存在してゐて、互に別々の文書を藏し、せちらも辻妻が合はないが、大神氏は其姓の示す様

に大貞八幡宮の神職として存在した筈である。成程神職には池永氏があるが、此の池永氏の神職は天正戦乱以後の事で、以前の池永氏は下池永にゐた筈である。然かも徳川時代新たな宇佐神職が次第に本部に侵入し、古來名家の株即ち名跡を襲いた事は湯屋氏の文書でも明らかで、黒田氏一統前の大貞神職は大神氏でなくてはならぬ筈である。全體古名家程家系や名節を重んずるのが我國の民族姓で、大神氏が僅か二十年の間に永年恩顧を受けた大内氏や、姻戚の杉氏に叛くなどの事はあり得ない事ではないからぬ。又細川氏の宇佐宮行幸會記にも元和年間大貞八幡宮の復興の際原住の老僧が一人で、他は皆宇佐から雇つて來て祭典を營んだと嚴然と記されてゐるではないか。天正十六年に減んで二十餘年後に池永重則の子の次郎が歸つて大宮司となつたら行幸會の記事はどうなるか。著者が池永氏が大貞の宮司となつたのは元和より以後の事である云ふ論據はこゝにある。池永氏に限らず、徳川時代讀書、文筆をよくする者は大抵神官、僧侶で、従つて神官僧侶は地方の傳説古記録によつて、徳川時代素性を極度に云々した際、自家の家系を飾つたものが多く、之は今日迄其情力が續てゐるのでも明らかで然も之等の神官僧侶は、根本的に地方史料の調査をせず、片言隻語を捉へて粉飾した系圖をこねあげたので、地方の系圖には此の寄木細工が頗る多い譯である。第三には本村東濱に加來氏が四十戸からあり、天文年間に宇佐より八幡宮を勸請して創建してゐるのは、此の加來氏の一族でなければどこから來たか説明に困るではないか。第四に東濱の加來氏と大分郡の加來氏と姻戚を通じた事

實があるのは何の爲か、第五に加來と賀來となせ姓の一字を別にするか、之等を説明する爲に著者は前記の臆説を立てるので、古文書、古記録を引證とするはよいか、その眞偽と出來た年代とを考へて、根據を確定して後に引用すべきである。何しろ地方史料は變造と偽作とが多く、地方民の眼界の狭いのをいゝ事にして勝手な説を立てるので、到る處に辻つまが合はなくなるのである。例へば萬葉集一三九三の

豊國之間之濱邊之愛子、眞直之有者何加將嘆

とあるを得たり賢しと和田村にマ、の濱と云ふ處があるから、此歌は和田村の濱を歌つたのだなどと萬葉集を一寸讀んだ神官などが云ひ出すので、後には夫が眞實の様に思はれて來るのである。此歌が聞と聞との誤字で間之濱は聞之濱でなくてはならぬと云ふ井上博士の説がなくても、和田村のマ、の濱が千年以前に存在したと思ふのが、地質上あり得ない事だと云ふ事には一向頓着なしに説を立てるので、そして古傳や古記録を勝手に改めて行くので、後世には頗る研究が困難となる譯である。

第四章 本村の發達

第一節 東濱の發達

東濱は第四圖で見ても五百年前に海濱に存在し、更に第五圖によれば益々西に伸んで自見川口に迫つて來たのであるが、一體あの海濱に自見と云ふ地名がどうして出來たか、又自見氏を姓とするものはどうして出來たであらう。自見氏の文書によれば

自見氏は大神姓で、桶口太郎丸の子太郎丸滿を祖とし「丙辰之冬十日氏神祭禮之時節、池永殿招請、其歸途罷出、夫婦共沖内於子口、廣津殿逢殺害」とその舊記に残り、滿の子源内兵衛尉重氏、その子加來彌三郎大禮氏秀、その子自見善内兵衛尉重和、天文八年十一月十五日宇佐若宮八幡宮を勸請、その子善七兵衛尉重宗、その子善五郎重貞に及び、重宗、重貞父子は天正十六年黒田長政に殺され、重貞の子は善兵衛尉重邦と云つた。

更に宇佐郡北氏の文書を引く

宇佐宮供僧神堯申、豊前大家、野仲兩郷内自見名田島屋敷、荒野楡屋等、今永田地事全訴狀如此、

傍人野中次郎太郎不應裁訴之間、任下知狀、可沙汰之由、被仰候間、可令左右、仍執權如件

元應元年八月十九日

遠江守

深見彌次郎殿

津房彌五郎入道殿

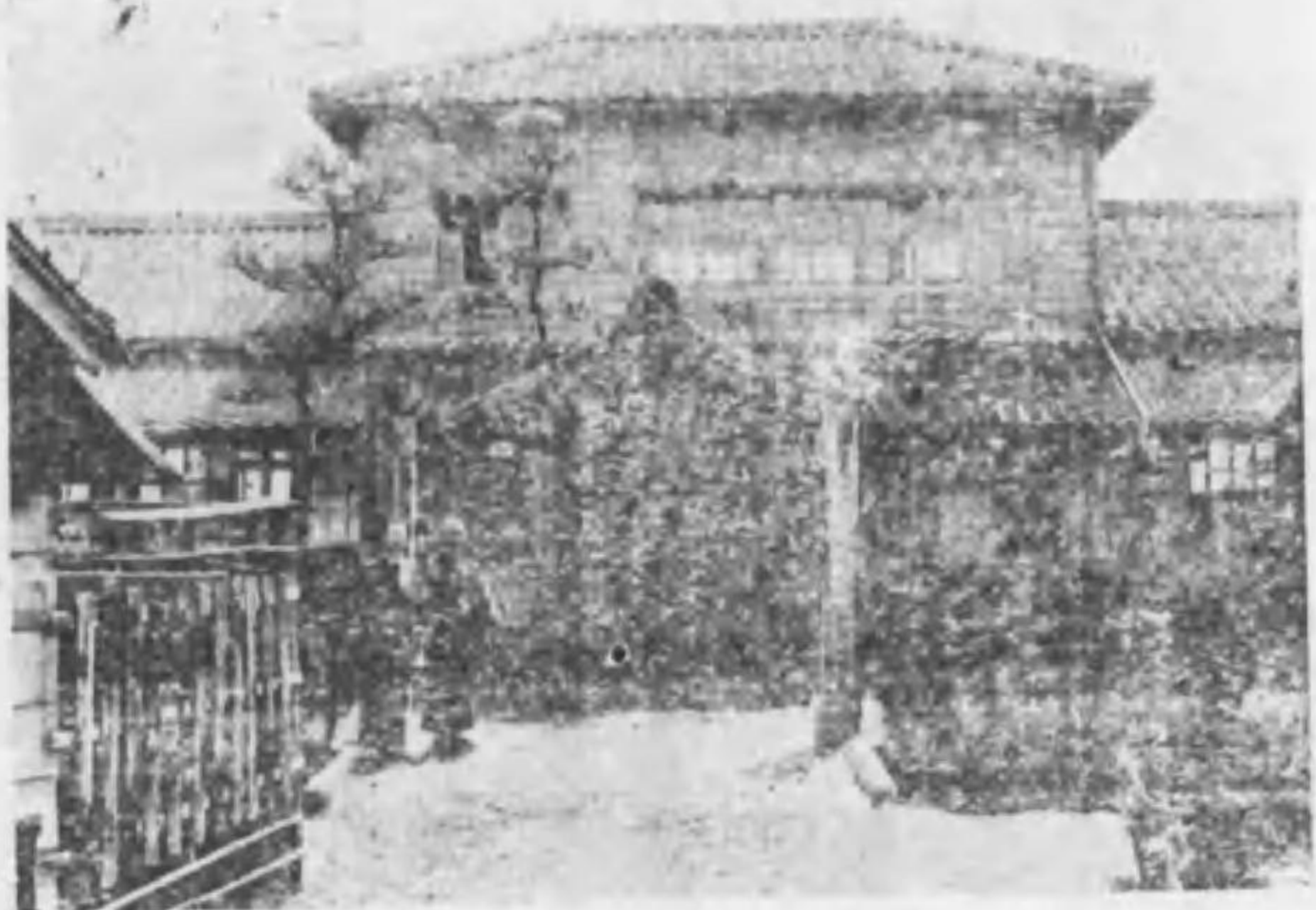
、之は六百十一年前の文書である。今も村内牛神の田の字に自見と云ふがあり、犬丸の田の字には小自見があると云ふ、犬丸は小楠郷だから、野中郷の伸びたとしても、先づ自見に關係ないとして、牛神の自見は本村の自見即ち東濱の自見と關係がなくてはな^xる、即ち矢流川の河口で下池永の丘上から西に向つて開けた塩屋が自見名であつたものと思はれる。



×らぬ。同時に東濱の自見氏とも關係がある筈である。そして今永は今助部の字であるから、自見はそんなに廣い譯でもなかつただらうが田畑、屋敷、塩屋等としてあるから、海濱でなくてはならぬ。即ち現在の大字東濱中字原口、赤田邊は六百年前に塩屋として存在してゐた地である。又此附近は鮎丸(舟丸)、京津等の字名もあるから、海中だつたに違いない。又上池永には今も塩田と云ふ田の字がある、即ち矢流川の河口で下池永の丘上から西に向つて開けた塩屋が自見名であつたものと思はれる。

そこで前文書は大神姓の太神氏の一族たる自見氏が茲に居たのを、城井氏たる野仲次郎太郎が勢力範圍として争つた關係文書とせねばならぬ。同時に此の自見氏は宇佐宮に所屬してゐたので、大神氏が大貞八幡宮の社司であつた事の傍証ともなり、其大神氏の一族たる自見氏が前文書で加來氏たる事を証したので、加來、大神、自見は皆同一系統たる事が明らかとなつた。即ち五百年前東濱の地は自見と稱せられ、加來氏の一族が開墾してゐたので、其海濱が次第に埋立てられ、西へ西へと伸び及び自見氏は塩田の事にも精しかつたので、次第に海濱へ海濱へと移り、今日の様に東濱の西端に自見の字名を止める様になつたのである。享保三年成年免相定候事として、九拾三匁五分七厘塩銀として納税せしめられた事が東濱文書にあるから、今から貳百年前までは塩田が大に開けてゐた事も明らかである。即ち自見氏は六百年前から貳百年前まで製鹽に従つたのである。そして海濱へ次第に移動した事が証明される。然して此の自見氏が宇佐宮被官として、大神氏を輔佐して大貞八幡宮に仕へてゐた權利を奪ふ爲、廣津氏と謀つて池永氏が暗殺を行つたのが前の自見氏系圖の記事で、池永氏は此頃から勢力を得て宇佐宮被官となつたものだと稱すべきで、勿論池永氏と云つても元の池永の土民中より頭角を顯した一人物で、其族黨は天正十六年に滅亡したので、現在大貞宮に仕へる池永氏は元和以後に宇佐から移つて池永姓を冒したもので、東小右衛門と稱したと云ふ池永氏の末裔は下池永に在る様である。然し此の東氏は今の池永氏とは別系であるのである。そこで太郎丸満の子源内兵衛尉重氏は

神職を激永氏に奪はれ、純然たる農民として田島屋敷塩屋等祖先の後を守り堅實に働いてゐたのだが加來氏が太友氏に追はれて根拠地を失つたので、一族は舊縁を便つて自見氏の一族の邸に隠れ、遂に混交し一族として東濱に蟠居したので、加來氏、自見氏共に同一系統から分れたのが弘治二年に至つて合一したのである。そして此合一の加來氏の氏神として若宮八幡宮は代々に祭祀されたので、若宮八幡を祭つたのは、祖先が宇佐の被官で大貝宮の神職だつたのを池永氏×たものであらう。それで今も川の名などは自見川と云つてゐる。そして自見氏の頭梁が東濱の庄屋だ



×に奪はれたのを、其名残りの意味で後年宇佐宮を勧請したのである。今此の自見氏、加來氏は四十家となつたのである。さて東濱の地名は中津城主が出来て後、城下の東の塩田地と云ふ意味で中津から稱えられたものと思はれ百四十年前の文書には東ノ濱、濱、濱ノ元、濱ノ道、濱新地等の字名がある。即ち住民は自見と云ひ、他からは東濱と稱へられ遂に村名が中津藩より東濱村と書き出される様になつた

から東濱姓に代つたもので、此の東濱、加來、自見皆同一族で、四十戸の内には或は維新前の「フデ」とか「名子」とか云ふ者もあらうが、夫は只五十年百年の一次的浮沈興廢によるもので、等しく此の加來家の系統を引き祖先の恩恵を受けたものである。黒田氏が中津に築いて後は大友の浪士や小笠原の浪士が多く地方に土着したので、享保以前に東濱に入つたものには井上氏の様な名族もある。其他次第に移住して来て今日は次の様に約百戸に繁殖したのである。

◎加來系の戸主名三十七

△加來善三郎、同トメ、同タケ、同覺治、同辰次郎、同七郎、同直治郎、同篤、同吉三郎、同金米
同重郎、同興四郎、同幸太郎、同米藏、同政太、同真五郎、同徳次郎、同傳米、同武藏、同タツ、同吾藏

△自見幸太郎、同潮平、同末松、同直市、同順治、同市松、同松太郎、同信仰、同廣吉、同一二、同ムツ、同初二郎、同治百、同富太郎

△東濱彦十郎、同峯藏

◎井上姓の戸主二十

己ノ吉、久吉、策郎、由松、入、政章、萬市、仲平、清、顯喜、熊藏、新作、吉次、政治、茂十郎
吾藏、安三郎、三治、九十郎、千治

◎其他の戸主

△守田省司、同梅二郎、同安

美

△森山慶治、同庄吉、同市郎

同周太郎、同瀧藏

△原野金五郎 △中村藤太郎

△上野福市、同竹藏、同作米

同嘉平、同由太郎、同米

藏、同ソヨ、同半次

△半田常二郎、同イヤ

△飯田 正義 △藤本 清治

△古田 敷好 △榎谷卯太郎

△中 マチ △橋本 静雄

△山本 藤市 △奥貞喜四郎×

知り難いが、今東濱家の文書によつて研究する事とし、二百五十年前の地形は大要第五圖の様になつ



…(八六)…

△泉勝藏、同由松、同貫十郎、

同民藏、同セン

△向野爲策、同富太郎

△川津 晃 △奥山吉郎

△矢野ヒサ △東 宗伯

△坂下ツキ △片山ハツ

さて東濱の住民は、かくして農耕に隠れて五百年の間平和な由園生活に子孫の繁榮を圖つたのであるが、其間に東濱の土地は如何に發達したであらう。此の土地の開拓に就ては、五百年前から約二百七十年前までは、何等の記録がないので、正確に

てゐたものである。そして其土地面積は次の通りであつた。

寛文二年寅之卯月廿八日 (二六八年前)

東濱村先代名寄寫

畝數三拾壹町七反六畝貳拾歩

一高三百三拾七石壹斗八升

内

畝數貳反九畝拾參歩六朱

三石八斗三升三合九勺五才

殘田高貳百六拾四石二斗二升壹合二勺六才

此畝貳拾町貳反五畝貳歩七朱

島高六拾九石壹斗貳升一合七勺九才

内

畝數四反四畝拾壹歩

壹石八斗五升五合貳勺九才

殘六拾七石貳斗六升九合五勺

小 楠 村 誌

東濱村

地荒畝違

新溝萬引

有 高

荒新溝畝違
有 高

…(八七)…

此畝拾町七反七畝二十二步七朱

即ち二百七十年前と今日とを比較すると次の様になつてゐる

古昔 田二〇町三反

畑一〇町八反

現在 七二町一反

一二町七反

尙當時の東濱區域は、今日とは多少の相違があり、字名なども大に違つてゐたので、當時の字名表を次に掲げて参考とする。

あづき田、はざま、めくらでん、島田、口ノ坪、はまた、せのう、是町、牛屋、こうなし、赤田、はる口、南島、む田、とくひろ、よこまくら、まへた、よこそ、みやのもと、うしろ、のち、ちとみ、ふな丸、まへ、山崎、あたり、新かい、かごた、くまた、はやうまでん、うしかい、むかい、はた、くち田、野中、かごなみ、はまの道、せなは、せうし、是松、あかり口、きんでん、びは田、はまの段

以上の内是町と是松、マヘタとマヘ等は同地域の略書又は訓違ひかも知れないが、兎に角四十三の小字に分れてゐたのが、今日は廣さは三倍になり、字名は三十七に減じてゐる。之を以て見ても如何に五百年間には土地の變化があつたか明らかで、此名寄の末には左の文がある。

右者先御水帳之上に少出入御座候而寛永四〇歳に申上げ、御水帳御吟味被成、出高三石八斗七升壹

合六勺御改め出し被成、御水帳替り申、名寄帳仕立、年々御米御取立仕候へ共、先御代官衆被仰付候、則其御帳之迄相違無御座書上申候。

之で見ると三十七年前の寛永四年に三石八斗余の新開地の出高があつた様で、常に東濱には新開が開拓され、此頃の田の字にも「しんかい」がある程で、以て土地開拓の沿革を想像すべきである。さて享保二年奥平氏入國所領當時は東濱村石高九百五石五斗二升八合四勺とあり翌享保三年の書上帳には次の様に出てゐる。

戌年免相定事

一高三百六十六石四斗五升八合

土免四ツ六分

東濱村

取米百六十八石五斗七升七勺

本物成

米三十三石七斗壹升四合壹勺

延米

但本米壹石ニ付貳斗宛

同拾石壹斗壹升四合貳勺

口米

但本米壹石ニ付六升宛

同七石九斗七升八合四勺

夫米

但本米壹石ニ付四升七合三勺三才宛

前々より免上り

…(九〇)…

同七石壹斗六升貳合三勺

一高貳拾四石六斗六升九合六勺

土免三ツ七分

内七石九斗四升八合六勺

取米八石八斗八升壹合

米壹石七斗七升六合貳勺

但本米壹石ニ付貳斗宛

同五斗三升二合九勺

但本米壹石ニ付六升宛

外

一米六斗壹升四合貳勺

一銀拾七匁

一同九拾參匁五分七厘

一大麥五斗六升貳合

一小麥九斗四升九合

納 合

新田畑

伐出高

本物成

延 米

口 米

請藪米

山札運上

塩 銀

反別麥

右同斷

米貳百參拾九石三斗四升四合

銀百拾匁五分七厘

大麥五斗六升二合

小麥九斗四升九合

右者嘗戌年御年貢庄屋百姓立會致小割來ル霜月中、急度可皆濟且今年は檢見之上免相可定旨申付候處
村々依願前定免之通申付之者也

享保三年戌閏十月

上野三郎右衛門

恩田源右衛門 印

菅沼半四郎 印

跡部保右衛門

田山清左衛門 印

奥平武兵衛 印

奥平左兵衛

山崎半藏 印

奥平 求馬
夏目 勘解由 印
生田 郡司 印
奥平 將監

右村庄屋惣百姓

之は收穫高丈で畝數がないが、前の寛文年間のもので見ると田は一町歩拾參石、畠は一町歩六石六斗位の收穫高となつてゐる。従つて此比例に大なる相違がないとして、田は畠の倍と見れば畑十一町二反、田廿二町四反合せて、約三十四町歩の田畠を有した事となる。同時に新開の新田畑も二町歩余が開墾されてゐるであらう。處が更に下つて今より百四十年前の明和四亥年の定免は次の様になつてゐる。

亥年免相定事

一高三百六拾八石六斗一升二合七勺 土免四ツ六分 東濱村
内貳石一斗五升四合七勺 享保六丑より寶曆五亥まで出高
物成貳百貳拾壹石六斗七升三合三勺
但本米壹石ニ付延米貳斗口米六升夫米四升七合三勺三才共

右四ツ高メ

五百五拾四石壹斗八升三合貳勺 春免四ツ壹分參厘
取米貳百貳拾八石八斗七升七合七勺 新田畑
一高八拾參石七斗六升壹合貳勺 享保三戌より明和四亥まで出高
内六拾七石四升二勺

取米三十七石九斗九升四合壹勺
但本米壹石ニ付延米貳斗口米六升共
外

一米六斗壹升四合貳勺 請藪米
一同三斗六升四合貳勺 山藪見取米
一銀拾七匁 山札連上
一大麥六斗八升六合 反別麥
一小麥壹石壹斗五升八合 右同斷
一米貳斗四合壹勺 定免取米

納 合
小 補 村 誌

米貳百六十八石五升四合參勺

銀拾七匁

大麥六斗八升六合

小麥壹石壹斗五升八合

右之通當亥御年貢庄屋百姓立會致小割、來ル霜月中急度可皆濟者也

明和四年亥十月

角 喜 兵 衛 印	喜多村 彌三左衛門 印
天能 嘉左衛門 印	竹下 儀兵衛 印
市川 平左衛門 印	小林 五太夫 印
奥平 武兵衛 印	奥平 左兵衛 印
山崎 藏人	生田 四郎兵衛 印
奥平 帶刀 印	

右之村庄屋惣百姓

此の明和亥年と前の享保成年とを比較して尤も著しき相違は塩銀即ち鹽田税の消失した事である。之で東濱で製塩業の消滅した年代は此の五十年間の事だと云ふ事が明らかになる譯である。又新田畑

は戌年は貳拾五石位だったのが、此亥年は一躍八拾四石程になつてゐるのは、從來の鹽田が皆本田畑に變つた爲であらう。「内六十七石云々」とあるを見ると、從來の新田畑が差引十六石余になつてゐる譯である。次に十年後の安永九子年の迫並帳を掲げる。

安永九子年三月

(百五十年前)

蛭瀬組東濱村

本地新地迫並帳

一高三百七拾貳石八斗四升七合八勺

本田畑

内貳石八斗七升七合八勺

享保六己より安永四未まで出高

同貳石四斗八升七合八勺

安永八亥本田入

同三石五斗九合

天明七午まで之出高

同壹斗七升貳合五勺

安永九子帳改出高

内

高三百六石四斗四升壹勺

田方

小 補 村 誌

…(九五)…

此畝貳拾參町貳反八畝九步

內三斗壹升四合三勺

同四升五合

內

八斗六升四合五勺

此畝七畝貳拾九步半

壹石壹勺

此畝七畝壹步

內壹升二合六勺

同壹斗九升四勺

外二壹升二合六勺

三石八斗四升貳合貳勺

此畝無御座候

外二壹斗九升四勺

子畑成高
午畑成高

大新田古溝成高

右同斷新溝成高

古不足高

新不足高

大新田溝成高二入

古不足高

大新田溝成高二入

五拾八石壹斗貳升九合壹勺

此畝壹町參反五畝壹步

六升九合五勺

此畝拾九步

六拾參石九斗五合六勺

高殘而貳百四拾貳石五斗三升四合四勺

此畝貳拾壹町七反七畝拾八步半

高六拾六石四斗七合七勺

此畝拾壹町七反一畝三步半

內

貳斗五升貳合一勺

此畝三畝一步

內七合

同八升五合五勺

外二七合

延寶七未內檢地不足高

今新地溝成高

毛附高

毛附畝

畑方

大新田新溝成高

古不足高

新不足高

大新田溝成高二入

一石八斗三升二合八勺

此畝無御座候

外ニ八升五合五勺

拾參石七斗七升七合七勺

此畝貳町參反六畝貳拾一步

高殘而五拾石五斗四升五合一勺

此畝九町三反一畝拾一步半

内參畝廿三步高一斗一升三合

一高八十五石九斗八升二合三勺

内七十石九斗一升二合二勺

同七斗八升九合

同四升五勺

内

古不足高

右同斷

延寶七未内檢地不足高

毛附高

毛附畝

荒地畝高

土免三ツ六分 新田畑

享保三戌より安永七戌迄出高

安永九子出高

寛政九已畑成田

八十二石五斗六升四合一勺

此畝八町五反八畝十七步

内

一石二斗四升七勺

此畝一反二畝六步

二斗六升八合

此畝二畝二十四步

高殘而八十一石五斗五升四勺

此畝八町四反三畝十七步

高三石四斗一升八合二勺

此畝一町七畝十六步

内七升

内

八升五合

此畝二畝二十五步

小 楠 村 誌

田 方

大新田溝成高

今新地溝成高

毛附高

毛附畝

畑 方

子新開

大新田溝成高

高残面三石三斗三升三合三勺

毛附高

此畝一町五畝一步

毛附畝

之で見ると約五十年間に八町六反の新田島が開かれてゐる様である。そして此頃の東濱村の字名は次の様に變化があつた様である。

前、屋鋪ノ下、新開、名ノ代、潮繩、徳廣、横枕、口ヶ坪、畑ヶ田、横園、烏帽子、はさま、中島、餅丸、盲田、む田、ちとみ、是松、七た、京用、はやま田、山崎、牛屋、永島、野中、かうなし、向島、野地、原口、原口(お茶屋床)、かはらけ、きん田、赤田、宮ノ本、うしろ、門田、東ノ濱、濱ノ道、濱元、濱、濱新地、土手、川通、泥障、砂原、築添、屋鋪、南島、中間庵

此の迫並帳には次の様に奥書がしてある。

右之通本田畑新田畑御百姓小前御年貢上納仕候通土之位畝高相改迫並ニ書上申候、地方之儀者不依何事、無御帳面ニ而被仰付テハ御百姓末々迄少シモ申上方無御座候爲後日村方五人組頭年寄庄屋印形仕指上申候仍而如件

子三月 東濱村五人組頭長右工門 同嘉兵衛 同茂左工門 同惣右工門 同恒右工門 同惣七

同村年寄新左衛門 同與兵衛 同村庄屋吉郎兵衛

右御帳面古ク相成見江兼候ニ付此歳□御窺申上猶又畝高相改認替候者也

千時寛政九年巳三月

筆者 八百助

年寄 安右工門

同断 與兵衛

庄屋 吉郎兵衛

之より四十年を経た文政二年の定免書上は次の通りになつてゐる。

卯年免相定事

一高三百七拾叁石壹斗壹升九合

土免四ツ六分 東濱村

内六石六斗六升九合

享保六丑より文化十三子まで出高

俱貳石四斗八升七合九勺

本地入共

物成貳百貳拾四石三斗八升三合貳勺

但本米壹石ニ付延米貳斗口米六升夫米四升七合三勺三才共

右四ツ高ニシテ

五百六拾石九斗五升八合

取米貳百三拾壹石六斗七升五合六勺

一高百六拾四石九斗壹升三合三勺

土免三ツ六分

新田畑

小 補 村 誌

…(101)…

内百五拾石六斗八升貳勺 享保三戌より文政元寅まで出高

取米七拾四石八斗四合七勺

但本米壹石ニ付延米貳斗口米六升共

外

一米六斗壹升四合貳勺

請藪米

高八拾三石七斗九升貳合六勺

一同五石貳斗七升八合九勺

免上リ米

但五分

一同三斗六升四合貳勺

山藪見取米

一銀十七匁

山札運上

一大麥八斗壹升五合貳勺

反別麥

一小麥壹石三斗七升六合三勺

右同斷

一米六石七斗九升四合二勺

定見取米

納合

米三百十九石五斗三升壹台八勺

銀十七匁

大麥八斗壹升五合二勺

小麥一石三斗七升六合三勺

右之通常卯御年貢庄屋百姓立會致小割來ル霜月中急度可皆濟者也

文政二年卯十月

猪飼勝藏

丸岡新五左衛門

今泉太郎右衛門 印

森源藏

服部喜右衛門

奥平八郎兵衛 印

古宇田三八 印

奥平齊 印

逸見志摩 印

奥平主税

生田四郎兵衛 印

奥平但馬 印

奥平圖書 印

右之村庄屋惣百姓

第三節 東濱諸新地

さてこんな風に東濱の地は五百年來次第に埋立てられ、新地を開拓したのであるが、只其の年代が明らかでないので、現在東濱の字名は次の様になつてゐる。

前田(まへだ)、瀬繩(せなは)、前新田(まへしんでん)、徳廣(とくひろ)、横枕(よこまくら)、口ヶ坪(くちがつば)、畑ヶ田(はたけだ)、地留(ちどめ)、是松(これまつ)、挾間(はさま)、盲畦(めくらあせ)、餅丸(ふなまる)、牛屋(うしや)、山崎(やまさき)、京用(きょうゆう)、永畑(ながはた)、原口(はるぐち)、大道ヨリ北(おほみちよりきた)、野地(のち)、清水山(しみづやま)、向畑(むかいはた)、赤田(あかた)、宮ノ本(みやのもと)、門田(かどた)、村中(むらなか)、上演(うはばま)下濱(したばま)、川新地(かわじんち)、今新地(いましんち)「本字、一番通、二番通、三番通、四番通」宮ノ下(みやのした)、沖新地(おきしんち)、今新地土手(いましんちどて)、ヨシハラ之を百五十年前の安永九年字名表に比較すると川新地、今新地、沖新地等が新に發生してゐる。東濱氏の系圖によれば、天明二年に歿した加來藤右衛門が沖新地を開拓したと記され、口碑では此藤右衛門兄弟三人で非常な辛苦の結果此新地は開拓されたものだと云ふ事である。ヨシハラ新開は文久二戊辰三月に成就したもので、之は現村長の父吉郎米が同志九人と共に、組合十二口の出資で約十町歩を埋立てたものだと云ふ。

御請申上り口上之覺

辰 正月

勘 米

吉 郎 米

吉 右 工 門

一、又江川葎原七嶋田江被仰付主付候代り、東濱塩除土手外に人足五百人、右葎株植付之處被仰渡、奉長村方江申渡候處、三村に而割合被仰付通、人足指出植付可申段御受申出候。尤両側共に一間通は塩除土手損じ候節、土取場無御座故、右之分は除候様仕度奉存候。右之段乍恐以書付御受申上候

蠟瀬組東濱村 壽 作

字早間畑

一新下々田十三步半 高四升五勺

内一升三合五勺 畑高引

残る二升七合 取米一升二合二勺

小 楠 村 誌

右之通大庄屋村役人地主立會坪々相改相違無之に付高入申付候間嘗申秋より御年貢上納可致者也
文化九年申九月

松本 惣八 印
高木源十郎 印
飯田 弁助 印

蠣瀬 又作殿

東濱村庄屋 吉郎兵衛殿

同村 年寄助 右工門殿

同村 同断 次右工門殿

之は新地開墾後始めて貢米を命せられたもので、こうして年々新田畑が開拓されて来たものである。

覺

蠣瀬組 東濱村

字 前畑

一上田壹畝九步

高壹斗九升五合

内藏助

字 横園

一下田貳拾步

高七升三合三勺

右同人

畝ノ壹畝貳拾九步

高ノ貳斗六升八合三勺

内壹斗三升七勺

畑 高引

殘而壹斗三升七合六勺

間際出高

取米五升五合四勺

(右之通云々以下前同断)

之は所謂檢見決定狀であらう。

覺

蠣瀬組 東濱村

沖新地空見取場之内

一皆無畝七畝拾六步

此取米三斗壹升九合壹勺

御用捨引

右之通被仰付候

已上

申九月 (文化九年)

之も沖新地中新田開拓による貢米決定狀であるが皆無畝とあるから潮水面を埋立てた新地であらう

幡瀬組 東濱村

字川通新地

一下々田三畝 高貳斗七升

取米壹斗貳升貳合五勺

字橋之本同斷

一下々田貳拾步 高六升

取米貳升七合貳勺

字沖新地

一下々田壹畝 高三升

取米壹升三合六勺

同 所

一下々田壹畝拾五步 高四升五合

取米貳升四勺

同 所

一下々畑五畝 高壹斗五升

取米六升八合

一下々畑三畝貳拾步 高壹斗壹升

取米四升九合九勺

右之通當子當已荒被仰付候間早々可被申渡候

己上

閏八月廿二日

大木左介

福田八太夫
天野紋右工門

幡瀬 忠右工門 殿

東濱村庄屋 内藏助 殿

同村年寄 治左衛門 殿

同村同斷 治平 殿

之は凶作に對する貢米減免の指令である。兎に角こうして東濱新地は順次開かれたので文久二年即ち六十八年前の状態は次の通りである。

亥年 免相定事

土免四ツ六分

一高三百九拾九石五升九合

東濱村

内三拾貳石六斗九勺

享保六丑より天保十一子迄出高

但貳拾八石二斗四合七勺

本地入共

物成貳百三拾九石九斗八升貳合八勺

但本米壹石ニ付延米貳斗口米六升夫米四升七合三勺三才共

右四ツ高ニメ

五百九拾九石九斗五升七合

取米貳百四十七石七斗八升貳合貳勺

一高百四拾四石貳斗七合五勺

内百五十五石四斗七升壹合貳勺

取米六拾五石四斗壹升貳合五勺

但本米壹石ニ付延米貳斗口米六升共

外

一米六斗壹升四合貳勺

高七拾七石七斗三勺

一米四石八斗九升五合壹勺

但五分

高貳拾壹石三斗四升壹合五勺

一同三石貳斗二升六合八勺

但一ツ貳分

春免四ツ壹分三厘

土免三ツ六分

新田畑

享保三戌より弘化二已迄出高

請 藪 米

免上り米

右同 藪

高三拾六石七斗六合五勺

一同貳石七斗七升五合

但六分

高三拾石七斗八升

一同壹斗四升貳合九勺

但三分

一同三斗六升四合貳勺

一銀拾七匁

一大麥八斗二升一合

一小麥壹石三斗八升六合

一米五石八升八合七勺

納 合

米三百三拾石三斗壹升六合

銀拾七匁

大麥八斗貳升壹合

小 補 村 誌

右同 藪

右同 藪

山藪見取米

山札運上

反別麥

右同 藪

定見取米

小麥一石三斗八升六合

右之通常亥御年貢庄屋百姓立會致小割來ル霜月中急度可皆濟者也

文久三年亥十月

- | | |
|----------|---------|
| 菅沼孫右衛門 印 | 須田五郎右衛門 |
| 佐竹太郎兵衛 | 津田三左衛門 |
| 宮野 權六 | 猪飼助五郎 |
| 日下田安右衛門 | 牟禮源太郎 印 |
| 桑 名 登 | 逸見志摩 印 |
| 奥平主税 印 | 山崎直衛 |
| 生田四郎兵衛 印 | 奥平圖書 印 |

右之村庄屋惣百姓

之を五十年前の文政二年に比すれば十石余の貢米増加となつてゐる。又天保四年即ち之より三十四年前「幕府御勘定所御問合指出候下書之寫」にある東濱村の分には次の様に記されてゐる。

東 濱 村

當時枝郷大新田村と二村に相分居候得共、郷村帳には東濱村に御座候に付一村に相認申候

高千二十六石六斗三升四合九勺

内百二十一石一斗六合五勺

十石四斗三升五合

改出高(年号不相分)

永荒溝成高

然し安永九年には大新田村庄屋彦四郎があるから、五十四年後の此頃に東濱、大新田を一村として書出したのは、幕府に對する何かの事情によるのであらう。さて維新直前の迫並帳では次の様に記されてゐる。

畝貳拾九町五反七畝拾貳步

一高參百六拾七石四斗二升一合六勺

内畝二十町八段四畝十五步

二百九十三石八斗六升三合八勺

畝八町七反二畝二十六步半

六十六石三斗二升八合

田方斗代

上々田 一段二付 一石九斗九升九合

上 田 同 一石八斗六升六合五勺

小 楠 村 誌

中 田 同 一石六斗一升七合六勺
 下 田 同 一石三斗六升八合八勺
 下々田 同 八斗七升七合四勺
 上 畑 同 一石二斗一升七合六勺
 中 畑 同 九斗一升三合二勺
 下 畑 同 六斗八合八勺
 下々畑 同 四斗五升六合六勺
 畝五町六段二畝二十步半
 一高五十三石九斗四勺
 畝四町八段三畝十一步半
 五十石八斗二合四勺
 畝七段九畝九步
 三石九升八合
 由方斗代
 下 田 一反ニ付 一石一斗

新 田 畑
 田 方
 畑 方

下々田 同 九斗
 下 畑 同 四斗
 下々畑 同 三斗

一惣家數九十六軒

之で見ると戸數は維新前と今日と差違なき様であるが耕地は非常の相違になつてゐる。之を表示して見やう。

寛文二年	享保三年 想定	安永九年	維新前	今 日
田 二〇町	二二町	三三町	二六町	七二町
畑 一一町	一一町	一一町	一〇町	一一町

此表藩政時代の分は種々の關係で精確な統計でないので、維新前が安永年間よりも減じてゐるのは大新田の分立した關係であらう。然し文献以後本字が水田に於て約四倍の増加を來した事は、如何に本村が西北へくと開拓地を作つたかと思像される譯である。最後に東濱の庄屋に就て調べて見ると次の通りである。

明和五年 三右工門
 安永九年 吉郎兵衛
 寛政六年 吉郎兵衛
 文政四年 井手役伸助

嘉永六年 吉郎兵衛 安政二年 吉郎兵衛
安政年間 内蔵助 維新前 吉郎米
以上専ら東濱の發達に就て記したから、維新後の事蹟は章を改めて記すとして、之で東濱の項を擱く。

第三節 牛神の發達

さて既に述べた様に、本村南部は蠟瀬氏の根據地であつたが、天正十六年に蠟瀬氏は、所謂蠟瀬川原に根據地が代つたので、加ふるに黒田氏が中津城主となつた爲、又蠟瀬氏の武を用ふるの餘地がなく、従つて舊根據地の住民も領民など、蔑視する事が出来ず、等しく蠟瀬氏と共に黒田氏の領民となつたのである。此時に當り黒田氏は關ヶ原の戦に際し、子の長政を遣はして、自らは九州征服の野心を以て、先づ大友氏を石垣原に破り、次で軍を西に轉じたが、大に軍威を張る爲、大友氏の舊臣をも招撫したのである。

一、古老の曰く、中津豊後町と云ふは大友義統配流の時、家臣の者浪人して、此町に集り居たるに依りて、豊後町と名付けたり。如水豊後出陣の留守にも、豊後浪人とも居住して有しに、舊主の事をし、たい、中津の町家に火をかけて城中を焼失せんとす。然れども義統速かに降参の上は詮なしとて、

此企てを止めぬ。後に密かに如水の耳に達す。如水の曰く、舊主をしたい身命を捨て、大義を思ひ立つ事、尤も感ずるにあまりあり。斯の如きの事、みな我運命にあり、強ち憎むべきにあらずと、此沙汰止みぬ。誠に寛仁の器量、尤も稱嘆すべしと云々(中津記)

即ち大友氏が朝鮮征伐で失敗した爲、秀吉から領地を沒收され、周防毛利氏に預人となつたので、其の浪士が多く中津東部豊後町附近に土着した事を記したので、豊後町と云ふ様に立派になつたのは後世で、蠟瀬氏の根據地と中津城地との間に雜居したのであらうが、同時に蠟瀬氏の舊根據地たる本村牛神地方にも散在した筈である。

牛神の地名に付ては豊前志に「牛神は氏神の義には非るか、但牛はウジ、氏はウヂにて假名遣違へれど、そは後の世にても有べし。伊勢國度會郡山田にも、度會の氏の神社あり、大和國平群郡にも紀の氏の神社あり、三代實錄にも氏神と云ふ事見えたり。この宮には大家郷の氏神たる天富命の遠祖太玉命を祀れるならん。」

と云ひ、又一説には此村に石神と云ふ小祠がある。牛神はこの石神の轉じたものであらうと、中津川軍記に、石神利右工門一番に黒田氏に降ると記し、石神村の住人小畑甚兵衛ともあるが、牛神の地名は古文書にない。著者は氏神も石神も同一で、古代の神體は皆石で、近世まで地方の神社で、神體の石でないものはなく、即ち祖先のドルメン崇拜の遺風で、一部落が成立すると、同族相集つて氏神

を祭祀し、其神體は石を用ひたので、現に一ツ松神社にも、舊社地から移した大石神が祀つてある。従つて牛神村の名稱の起原は氏神の轉であると同時に石神の轉でもあるのである。只牛神の名は蛭瀬氏が蛭瀬川原に移つた後、其領民が残つてゐて開拓して出来たので、三百五十年前の天正年間には現在の牛神の南部に多く七着してゐたものである。處がそこに大友の浪士たる小倉氏が移つて来て、南部には既に住民があるので、北部に根據地を築いたもので、此消息は小倉氏の系圖の研究によつて明らかとなる譯である。今小倉安太郎氏の藏する小倉系圖を探つて見やう。

小倉氏は野尻を舊姓とし、野尻惟宗に至つて大友刑部大輔時に仕へ、所々に戦功を建てたが、延元元年春氏時に従つて筑前多々良濱に出陣し、大に戦功あり、其實として菊池武俊の舊領筑後國小倉庄を加増されたので、之より野尻を改めて小倉を姓とし、世々其地に住したのである。惟宗の子惟貞は兵部丞下野守に任じ、小倉源太と稱したが、其子小倉太郎惟良は大炊助兵部少輔に任じた。惟良は長瀬美濃守の三男彌六惟眞を養うて家を嗣がせ、又兵部少輔に任じ、其子龜若は修理之進惟信で、永享七年乙卯の夏豊前篠崎に於て大内氏の兵と戦い大功を建てたと云ふ。其子惟正は寛正六年大友親敏に従ひ豊後黒木征伐の時名譽の戦死を遂げ、其子惟喬は小倉六郎左衛門尉と稱し、兵部允に任じたが爾來惟忠、鑑定を経て惟知に至り、弘治二年大友義鎮より豊前目代に補せられ、法華寺城に入り、丹後守と稱した。其子鎮貞は小倉傳右工門尉と稱し、兵部少輔に任じ、始めて本村宮夫に移つたが、天

正七年巳卯二月津民長岩城主野中兵庫頭重兼が、自主して大友氏の屬將を攻め、下毛郡を殉へんとして賀來安藝守を攻めた時、成恒越中守鎮家、福島左馬介等と共に賀來氏を援け出軍し、始末を豊府に注進して大に感賞に預つたと云ふ。思ふに此の小倉鎮定は蛭瀬氏の一族であつたと見え、此の天正七年の戦には蛭瀬氏も郎黨二十余騎を従へて出軍してゐるので、著者の本村牛神の南部が蛭瀬氏の根據地であつた事は、此事實によつても証明し得る譯である。

鎮貞の長子統忠は天正六年日州耳川の戦で戦死し、一女は賀來將監大神惟俊の室となつてゐる。六郎惟定が家を繼ぎ、大友義統に仕へた。

此度太閤御所ヨリノ仰出候朝鮮御陣之儀、彌三月朔日當表發駕候ニ付、其ノ旨承知、廿八日迄出馬可有之候 謹言

文祿三年辰二月四日

義 統 花 押

小 倉 左 馬 助 殿

處が大友義統は朝鮮役で失敗して領地を沒收されたが、惟定の三男三郎惟光は、文祿四年三月父と共に牛神に土着して農に歸したと云ふ。即ち牛神小倉家の祖で、爾來農耕に努め慶長六年には農作頭として細川氏より重視されたと云ふ。其子惟吉は嘉左工門と稱し宮夫古野氏の女を娶り、其子惟光は重右衛門と稱し、古加元氏を納れて妻とした。惟光の弟惟好は利右工門と稱し別家した様で子惟實は

又嘉右工門と稱し、爾來隔世に重右衛門、嘉右衛門と稱したが、惟治、惟豊、惟房、惟時を経て傳治郎惟正に至り、天保十二年奥平昌猷公より二人扶持、玄米十一石の祿を受け武士となつた。傳治郎は宮夫庄屋古野氏の女を娶り、其子は仙十郎惟元と稱して明治十一年に歿してゐる。即ち小倉氏は文祿四年以來牛神に土着したので、今や小倉氏の一族は約四十戸となつてゐて、本村に於ける加來系と對する二大家系をなしてゐる。

- 安太郎 嘉市 藏作 安助 武市 直藏 宮太郎 直治 爲之助 孫衛 乙五郎 富雄 彦市
- 彌太郎 高秋 一一 忠藏 市藏 助太郎 善治 等 富次郎 金次郎 猪吉 明 義雄 兵五郎
- 源之助 安雄 實 政市 長次郎 新太郎 恒三郎 時藏 彌藏 重五郎

△牛 神 茂

牛神氏は維新前牛神の庄屋であつた爲、小倉姓から出て神牛姓に改めたもので、之を加ふれば三十戸となり、本村の最大名族を示す譯である。現在の牛神住民で小倉氏に次ぐ大族は惠良氏で、左記の十六戸を算へてゐる。

- 安吉 慶太郎 善太郎 喜藏 勝平 民藏 達次郎 安藏 龍之助 傳次郎 廣藏 政雄 長松
- 徳松 勇 春藏

惠良氏は惠良字一郎の系圖に依れば、平城天皇の末裔田部小太夫に出で、小太夫の遠孫小太郎、廣

津城を築いて世に廣津殿と稱す。後十九代廣津彌太郎吉忠足利尊氏に屬し、貞和年中本領安堵の教書
を賜い、後忠世、忠貞、忠次、弘忠を経て道勝に至り、文明年中大友親豊に屬し、豊後玖珠郡煎良に
移り、依て惠良姓を稱す。後子本輔。孫忠俊を経て惠良藏人興明に至り大内義隆に屬す。永祿年中子
惠良大膳進種俊大内氏滅亡と共に玖珠郡の領地を失い、豊前下毛郡宮永村に隠れ農に歸す。種俊宮永
村に退きて、中津城外の大沼
を埋め以て居を構う云々どあ
る。此の埋立てた地方は今
本町貴船神社の南方豊田町東
方一帯だと云ふ。前にも述べ
た様に本村西部の住民は宮永
方面から移動したものが多
てゐる。宇佐郡地頭傳記によれば惠良氏は大神姓で、惠良若狭守頼盛と云ふ者、大永天文の間大内氏
に屬し院内恒松名の内萩迫村に城を築いて居る。二子あり、長子を右馬助、次子を清三郎と云ふ。天
文五年八月十八日其所領タレカトハン名の内を右馬助に、恒松名の内見その、村の内に古屋敷一所外
十四町を清三郎に讓與した。右馬助は戦功により二十二年三月廿七日京都郡吉田莊、大分宮領内條仁



×い譯で、従つて此の惠良氏
の一族が東に移つて牛神に繁
榮したものたとも推せられる
譯である。

又一方牛神の惠良氏の傳説
では大友の浪士として中津城
外に土着した一族だと云はれ

寺領七段半を賞與せらる。後大友氏に屬し、備前守に任じ鎮秀と稱す。永祿二年二月九日家を其子左馬助に譲る。大友義鎮偏諱を賜い、鎮實と名付く。

一家之事、鎮實進之候 恐々謹言

卯月十二日

義鎮 花押

惠良左馬助殿

「惠良彦四郎藏」

鎮實は获迫の地が不便なので、西惠良に城を築いて之に移る。永祿中田北大和守紹鐵に屬し、大友氏の軍役に従う。後名を鎮連と改め左馬入道と稱す。天正六年九月二十八日家を惠良四郎に譲る。惠良備前守秀盛大内氏に屬し、天文十七年六月四日京都郡吉田莊の内五町六段三十五代地を賜う。

大府宣 太宰府廳官人等可任早應宣管豊前國京都郡吉田庄内五町六段三十五代地等事右以大神秀盛所宛行也然者在廳官人等宜承知依宣行之以宣

天文十七年六月四日

大貳多々良朝臣 花押「大内義隆」

二十四年閏十月二十五日更に宇佐郡長副十三町の地を賜う。弘治中自ら隱居して榮閑と号し、家を其子右衛門大夫に譲る。右衛門大夫其父と共に永祿十二年九月大内輝弘に従い、防州に入る、十月二十五日輝弘都濃郡浮野の茶白山にて毛利氏の兵と戦い、衆寡敵せや力盡きて自殺し、之に従う者大半戦死したから右衛門大夫も亦其中にあつた様である。

就今度入國行之儀、父備前入道自最前馳走段尤神妙候。殊雖爲老體、此節可供奉之趣感悅非一候。以此續重而之渡海於無緩者、爲其賞於防長兩國之間、明所次筭百石足可宛行候條、向後之儀彌心懸之馳走肝要候 恐々謹言

九月十一日

輝弘 花押

惠良右衛門大夫殿

天文六年大友氏耳川大敗の

後惠良左介と云ふ者あり、大

門小川内の地を進止し田原紹

忍に同心した。之は右衛門大

夫の後乎

今度宇佐郡社中の者共、×



×企一雅意候條閉目之儀申出候處、田原近江入道以同心、別而馳走之段或入候。必其境取鎮一稜可賀候

恐々謹言

十二月十三日 義統 花押

惠良左介殿

惠良隱岐守三郎盛綱は大内に屬し、永正十三年七月廿一日田河郡弓削田庄内六郷「松岡新太郎跡」、宇佐郡恒松名内小川内屋敷「長壽寺領云々、本且三三郎左衛門尉益實裁許和談狀在之」ニヶ所を賜い、天文六年九月十一日京都郡吉田庄内野原分八町七段四十五代「梅月彌太五郎先知行」、築城郡徳市名貳町地を、七年八月十六日筑後國三井郡鱈坂庄之内中村分十五町を、十年十二月十日長門國豊西

郡内室津五石足、豊東郡内府中五石足、同國阿武郡賀年郷内捌石足地「原田新四郎先知行」を賜う。
十二年五月九日出雲國宍道に戦死す。十月十一日其子三郎信勝が相續した。

父盛綱一跡事、任去永正十三年七月二十一日凌雲寺殿、同天文六年九月十一日裁許、並去四月十六日讓狀等之旨、惠良三郎信勝可相續領掌之狀如件

天文十二年十月十一日

義隆 花押

二十年七月九日三郎彈正忠に任ず。其終焉は詳かでない。永祿中大友氏秋月の役に惠良平左衛門尉と云ふ者あり、田北大和守に屬す。是が彈正忠の後乎。又天文の末より弘治中に惠良小次郎鎮常と云ふ者あり。龍王城に抵り大友義鎮に降參せしものゝ如し。依て或は宇佐郡衆に列し、或は大友氏の執事となる。是は三郎の子であらうか。

領地野村分之内狐塚荒野、任筋日預け遣四方差之事、此内田地在之

一、東者嶺尾立草爪の池を限る。南者小尾倉の迫尻無尾を限る。西者横山大道を限る。北者木行坂清水を限る。

右之立山□□尤專一候、然者濟物辻之事從山立様可申定候之條、毎年馳走肝要候。萬一諸濟無沙汰之時者可改易者也。爲後日之狀如件

弘治四年八月廿六日

惠良小二郎鎮常 花押

渡邊和泉守殿

義鎮 花押 (四日市渡邊簀作殿)

又惠良太郎鎮盛と云ふ者あり、大友家執事だった様である。盛昌(盛綱弟)の子を治部丞盛俊と云ふ。父盛昌の讓を受て院内恒松名内溝野玖段四十代の内、迫名田畑山野を領した。大永三年六月十八日盛俊之々其子彌七郎盛繁に讓る。盛繁も亦治部丞と稱す×

財團法人三糸女學校長

×對馬守所望之事、可令舉京都之狀如件

山本利夫

弘治元年十月廿七日

小楠村誌編纂囑託

七日

昭和七年二月二十日

大内介義長花押

昭和七年二月二十日

惠良治部丞殿

小楠村長 兵位 東演彦十郎 補村

(惠良彦四郎殿)

亦治部丞と稱す×

天文の末より永祿

中に惠良美濃守と云ふ者あり、大友氏に屬してゐた。是は盛繁の事か又は別人なるか詳かでない。

惠良和泉守と云ふ者、天文中羽馬禮村城に居る。天正七八年の交惠良帶刀兵衛尉と云ふ者、瀧貞衛藤彌三郎に合力して田原紹忍に同心す。弘治永祿中惠良左京亮、惠良肥前守と云ふ者あり、左京亮は

下惠良に居ると云ふ。

以上は宇佐郡惠良氏の調査であるが、前の惠良宇一郎氏の文書と對照して惟うに、惠良氏が二豊の間に名をなしたのは鎌倉時代からの事で、以來天正時代まで二豊の各地に分布し、所屬も或は大内氏に或は大友氏に屬したので、勿論毛利、菊池にも系統を引き、惠良系は十數家に分れたものと見ねばならぬ。而して現在牛神の惠良氏は、此の大友氏に屬した者が、大友氏没落と共に加來氏など、共に亡命して中津城外に土着したものと稱すべく、従つて多く宇佐郡惠良氏一派と稱すべきであらう。牛神住民では小倉氏、惠良氏が最も大族で、其他は同族が多くないのは、其移住が近世に始まつたものだと稱すべきであらう。現在の小倉、惠良兩族以外の住民は左の通りである。

- △中野喜久司、吉太郎、桂二、喜太郎、長治
- △市場大淵、徳次郎
- △末廣房市、増吉
- △佐藤七次郎、鶴吉、宗太郎、政太郎
- △松本一二三
- △矢頭 廣藏
- △奥村重三郎、柳藏
- △古道勇三郎
- △林口啓三郎
- △大江 倉太
- △岩崎才之助
- △榊田直二郎
- △碓水 清士
- △神尾清市、重藏、清五郎、作郎
- △溝部 藏作
- △池上 重藏
- △荻本 清藏
- △末吉千代吉
- △和才勢之助、實藏
- △白木原喜藏
- △帆足角太郎
- △向野 八郎
- △梅津 善藏
- △井上駄吉、清松

- △石丸治太郎
 - △三浦 辰吉
 - △清水安三郎
 - △今澤 エン
 - △加來 恒彦
 - △野間平太郎
 - △宮脇源三郎
 - △奥久寅之助
 - △山本 健藏
 - △日高柳太郎
 - △濱出伍一、音吉
 - △泉水 要藏
 - △後藤 琢磨
 - △大西 傳治
 - △佐知 代助
 - △森 勇
 - △前田 久平
 - △池田善之助
 - △七屋 廣
 - △江 磐
 - △今泉 勝治
- 即ち今日では約百二十戸に増加してゐるが、之は地の利を得てゐる爲、近時長足の進歩を見た爲でもあらうが、牛神の地が小倉一族の努力の功も亦没すべからざるものがある譯である。牛神村に就ての古文書を漁つて見るに次の様なものが宮夫村庄屋古野家に残つてゐる。

寶曆貳年(一七八年前) 六度目在中御觸書 壬申七月 島 田 村

於在中、寺社より惣村中旦那廻り致候は、秋皆濟後に入れ可申候。惣體初穂等も、向後庄屋より取集め遣し候儀、決して無用に可致候。伊勢は格別之事に候。初尾等は唯今迄遣し候高より三ヶ一に致可遣候。其外虫祈禱杯と申、寺社へ初尾等村中より取集出し候様成義有之由、先達而ヶ條御觸候通、勅化同様之儀に有之候間、決而左様之儀致間敷候。出米等に書入、百姓より爲出候は、庄屋弁に申付候間、左様に可相心得候。出米の内に品をかへ書入候様成儀多く入れ不申候様に、儀申渡在之に付、去秋よりは別而唯今も同様の事に候。跡々若了簡達に而ヶ條に不指遣内は、無益の品も不苦杯と存

書入割合爲遺候様成儀有之ば、庄屋に相弁可爲申候。虫祈禱雨請其外の儀、共に其村の氏神ばかりにて可致候。爲其古來より勸請致置候事に候。上より虫祈禱の御禮は村々々被下留候得ば、先是にて相濟候故、外に致間敷候事に候。夫共しきりに虫つき候様成事も候はゞ、惣百姓存寄次第に候。何事によらず、左様の儀致候はゞ其度に入用の品を書付、其譯委細に申出指圖可請候。無差圖爲自分にて右體の儀致、惣百姓も同心候はゞ何も過料可申付候也

七 月

此の在中御觸書は、中津領内城下以外の村落庄屋へ、藩廳よりの布達である。六度目と斷つてあるから、奥平氏入國後六度目かと思はれる。此文は一般村落へ對する布達だが、次の分は牛神村の處置を一般に布告したものである。

牛 神 村 茂 兵 衛 へ

其方儀不届有之御追放被仰付候處、居村へ立歸り罷在候旨相聞、不届至極に候。依之牢舍被仰付候者也

此の茂兵衛問題の不始末で、次の様に庄屋傳次郎もお叱りを被むつてゐる。

申 渡 す 覺

牛 神 村 庄 屋 傳 次 郎 へ

其方儀居村罷越候茂兵衛と申もの、先達而不届有之追拂に被仰付置候所、立歸り罷在候に付牢舍被仰付候。其方庄屋役相勤候に、立歸り候もの指置候段及詮議候所、其方親庄屋役相勤候節之由、急度被仰付候得共、其者相果候に付其儀無之候。其方儀幼年に付後見にて相 罷在候儀尤幼年にても心付も可在之所其儀無之、不届、至極候。依之急度被仰付候得共、御用捨を以て叱申付者也。七 月

×屋が叱りに處せられた上、後見の庄屋利左工門は過料に處せられてゐる。

申 渡 す 覺

牛 神 村 庄 屋

利 左 工 門 へ

其方儀庄屋傳次郎後見申付置候處、



土地追放の茂兵衛が歸つて來たのを知らなかつた爲に庄×

傳次郎親庄屋相勤内同村茂兵衛と申者先達て不届有之、追拂被仰候所右之者居村へ立歸罷在候儀、不存と申候段在之間敷、依て其後共指置候段不届至極候。依之庄屋傳次郎幼年に付御用捨を以急度叱り申付候。其方被仰付方も候得共御用捨を以壹貫文過料申付者也 七 月

庄屋後見の不始末だとして、壹貫文の過料では閉口だが、此様に田舎の隅々迄制度が確立してゐたのは、藩政時代の刑事政策も中々行渡つたものである。然し此様に行渡つた取締りさえ、浮浪の志士の飛躍で明治維新の大業が成立したので、時代改造等も大抵中央の運動が主となるものだから、地方がこんなにも水も洩さぬ取締りが行渡つてゐても、先覺者の時流を導く力には叶はぬものと見える。従つて現代の無産者運動なども、随分注意して其推移を考ふべきであらう。此御觸書の末尾に次の文がある。

右に付先達而段々條を御法度之趣申渡置候處、右體之不届有之に付曲事可被仰付候得共、至極之御用拾を以、右之通被仰付候。人々慎の爲此旨爲申知置候間、先達而之々條堅可相守候。此已後右體之儀在之ば、以前申觸候通無是非曲事等にも申付候様に可相成候、此所致了簡末々迄得と吞込候様に壹人も不殘早々申渡、一時一枚づゝ寫可相渡候。御借付物又は割渡物等在之節御百姓共不請取内に判形等致候者在之ば、急度申付候間是又人々相心得請取、其上にて判形可致者也

申七月五日寫取申候

之で見ると此御觸書は藩廳から一通出たものを各大庄屋で一通宛寫し取り、之を又各庄屋に組内丈一通宛寫取らせたまもの様である。昔しは印刷術が發達してゐない爲、凡てが書寫しであつて、従つて手習に重きを置いた教育法も發達した譯であらう。此書付は宇佐郡中矢部村庄屋彌三兵衛、下矢部

村藤左工門、板場村庄屋市兵衛、板場村又工門、本郡高瀬村庄屋市兵衛、上毛郡上垂水村庄屋治作、下垂水村庄屋文右衛門等へも關係があるが、それ等の記事は省略する。

現在牛神村の字名は次の様に分れてゐるが其由來に關する記録がないので、沿革を知るに苦しむ譯である。

- 石原(いしわら)東
- 新地(ひがししんち)
- 下濱田(したはち)
- 濱田(はまた)
- 屋敷(やしき)西
- 崎(にしのみさき)西
- 新地(にししんち)
- 江添(わぞへ)×



- ×堀田(ほりた)恩明
- (おんみよう)菅美田(すがみた)松葉
- (まつば)野間(のま)
- 井尻(いじり)道水(みづみち)なが
- 當本(とうもと)戀田(こゑだ)
- 林崎(はやしざき)扇田(あ)

もぎた「皆本」かいもと「野依」のより川下「かはした」永畑「ながはたけ」向畑「むかいばたけ」横枕「よこまくら」上野間「うわのま」挾間「はさま」柿木田「かきのきだ」棚田「たなだ」立尾佐「たこさ」小豆「あづき」櫻木「さくらぎ」山尾「やまを」立花「たちばな」炭田「わらびた」自見「じみ」

永畑、向畑、横枕、狭間等の字は東濱にもあるし、東濱と牛神とは接壤の地であるから、往時の境界と今日とは頗る相違してゐたものと思はれる。又自見の字は金手に近い處にあるが、之は古代の自見名の名残りであらう。更に下濱田、濱田等は古代螺瀬氏の塩屋として存し名残りとも思はれる。

牛神の庄屋の氏名として明かであるのは、蔵尾井堰關係文書で、次の様に出てゐる。

明和五年 専 助 寶曆二年 傳次郎後見利左工門 安永九年 専 助

寛政六年 半左工門 弘化二年 武十郎 嘉永六年 武十郎

安政二年 武十郎

維新前も此の武十郎が庄屋で、牛神姓を稱したと云ふ。明和、安永年間の庄屋専助は小倉系圖にある惟豊の子惟徳で、室は大家氏の女であつた。此の専助惟徳は寛政十一年六月十五日に歿し、法名は釋教順と云つた。庄屋は代々世襲であるが、又同系中の有力者が代る事もあるの下、傳次郎の後見利左工門も庄屋となつた様で、三百年間一系でも、正系のみとは云はれない譯である。

さて最後に牛神村の耕地面積を研究して見る。拙著水利沿革誌から抜萃すると次の様になつてゐる

享保二年奥平家入國當時

高四百五十八石壹斗九升三合

天保三年改出高

高五百四十四石七斗壹升六合九勺

内百貳拾石八斗五升八合 改出高

八十六石五斗貳升三合九勺

享保六丑より文政九戌まで改出高

維新前

畝三十九町壹段六畝拾七步

一高四百四拾六石壹斗九升五合

内畝參拾壹町四反貳畝拾步半

此高三百八十五石六斗參升二合八勺

畝七町七段四畝六步半

此高六拾石五斗六升三合

田方斗代

上々田 壹段ニ付 壹石六斗四升四合八勺

上 田 〃 壹石五斗四升壹合壹勺

中 田 〃 壹石三斗三升四合五勺七才

小 橋 村 誌

- 下田 〃 壹石壹斗二升九合三勺
- 下々田 〃 九斗二升四合貳勺
- 上々畑 〃 壹石叁升九勺
- 上畑 〃 九斗一升五合九勺
- 中畑 〃 六斗八升七合壹勺
- 下畑 〃 四斗五升七合九勺
- 下々畑 〃 三斗四升二合五勺
- 畝四町三反三畝拾步半
- 一高四拾石六斗三升貳合貳勺 新田
- 由方斗代
- 下田 壹段ニ付 壹石壹斗
- 下々田 〃 九斗
- 一、惣家數百貳拾三軒
- 一、惣人數六百二十七人
- 内三百十六人一男 三百十七人一女

内貳人出家 壹人座頭

現在

田七拾町二段 畑三町三段

以て牛神村が開闢以來今日に至るまでの沿革を知るべきであらう。

第四節 宮夫村の發達

宮夫村の古代に就ては記録の尋ねべきものがなく、大貞薦社の放生會には、自見、東濱、一ツ松各字は各一體の神輿と擔ぎ、宮夫は供奉人夫、供へ物等の宮仕を務め來り、神輿擔は慶應元年から止んだが、宮夫は明治に入つても繼續したと云ふのみで、古野家系圖には宮夫を宮部と記してある。しかし大貞薦社の事は元和元年細川氏再興以後の事で、宮部の土地の發達から考へて、そんな近世以前に何かの沿革がなくてはならぬ。今大字宮夫の戸主名を調べると次の通りになつてゐる。

- △矢永久次郎、岩五郎、七郎、國市、長造、六郎
- △古野仙松、厚、直之
- △上田金治
- △牛野リキ
- △東兵衛、フヂ
- △自見金米、與吉
- △清水八郎
- △上田サヲ

以上十七戸で矢永姓が第一に多いが僅かに六戸である。そして宮夫庄屋として宮夫姓を稱へた家は

、本籍を此字に有した宮夫八郎、宮夫時多の二戸があるが、之は舊姓古野であると云ふ。然らば古野が庄屋として維新前第一の名家だつたとしても、其一族は矢永に及ばぬ少數である。そこで著者の考ふる處では、現在宮夫の住民は皆牛神よりも後に各地から移住したもので、そんなに數百年に亘る系統の末裔はないものである。然るに天文



×の地があつた筈である。又天正十年の加來文書には上彌永と云ふがある。天文より天正に至る間には彌永と書いたものが、後に矢永となつたのであらう。彌永は宮永の事だと云ふ説は附會である。勿

論此地方が四百年前陸地として存在してゐた事は確かで、然かも彌永名として耕地となつてゐたとすれば、その頃は誰が居つたのか。矢永附近の地を檢して見るに、今は一ツ松の區域に入つてゐるが神

官高橋氏の墓地が極近くにある。そして本村内の墓地中尤も由緒ある墓地として、墓型も天正時代のものが多い。そこで高橋氏の事を探つて見ると、正暦の頃野仲郷に高橋日向守清種があり、世々同郷居倉に居つたと云ふ。正暦三年清種は平常信奉せる嚴島神社の分靈を勸請せんとて、家臣貞光と共に嚴島に詣り、之を奉



×の系統に付ては其詳細が明らかでなく高橋七郎氏の邸内にある墓地は、村内の墓地中尤も整つたもので、維新頃迄は古記録もあつたと云ふが、火災の爲全部焼失して今は何等の記

じて歸り、今の福島村山中に奉祀したと云ふ。又如永村下池永にも百余年前神職高橋氏があつたと云ふ。神官で高橋氏と稱するものは頗る多

So 思ふに高橋氏×
録も残つてゐない。西國東郡郡誌に載するものに次の様な古文書がある。
長々在陣殊に雨中別而辛勞察存候其表之様體爲令加下知重々以二寮申旨候各一味同心被申請每事堅固之覺悟頼存候可被勵忠貞事此時候條彌御馳走可爲祝着候委細□□合候 恐々謹言

壬五月廿三日

宗 麟 花 押

- | | |
|-----------|----------|
| 吉弘新介入道殿 | 齊藤進士兵衛尉殿 |
| 正田常陸介殿 | 一萬田民部少輔殿 |
| 小佐井藤内兵衛尉殿 | 高橋民部大輔殿 |
| 田吹左近太夫殿 | 宗像左馬進殿 |
| 門左京亮殿 | 齊藤大炊助殿 |
| 霧原兵部少輔殿 | 石合右京亮殿 |
| 雉城宮内少輔殿 | 林式部少輔殿 |
| 白杵新介殿 | 吉岡掃部助殿 |

此威状は天正八年田原親貫を國東安岐鞍掛兩城に討伐した時のもの、様であるが、此時は長野種信高橋元種は親貫に味方してゐる様で、此頃高橋元種の外に高橋民部大輔某と云ふがあつたものと見える。そして此時の合戦には筑前秋月種實が豊後に迄勢威を張る爲應援したので、上毛郡の吉岡氏なども大友方として働いた處を見れば、此戦に我郡から馳せ参じたものも可なりの數に上つてゐたものと思はれる。此高橋氏の系統が本郡に多く散在して後に宇佐宮の被官となつた譯だが、本郡には高橋姓の神職が頗る多く、口碑によるも一ツ松高橋氏は代々の神職として尤も古いと云はれてゐる。然かも

大友浪士たる古野氏が此地に土着した處を見るも、高橋氏は大友の部下として本村に居住してゐたとするも不思議ではない譯である。

□修妙見大菩薩願□□に

日光菩薩 月光菩薩

元和五年彌生月祥日

清原朝臣高橋宮
内大夫宗善花押

此の清原朝臣は雲八幡宮を創祀した清原政高の系を引いた意味であらう。それで高橋氏の系統は文書によつて證明は出來ないが、往時は×



×一ツ松以東の一ツ松も宮夫も地域に區別がなく、名稱としては宮夫郷などの名もあるので、宮夫の名が先づ成立したものと考へられる。そして宮夫の住民中最も早く土着した一族

が古野家であると云はれ、今系圖を藏してゐる。

古野家は越智姓で、古野四郎右衛門義一を祖としてゐる。始源頼義が伊豫守に補し、伊豫國に着任居住の時二男を設け、其一男子は土豪河野加賀守通頼の養子となり、他の一男子は義一の養子となり

家を繼いで上野介義三と云つた。義三より左近太夫森義、筑後守義綱、義門、義弘、義平を経て四郎太夫義盛に及び、慶安七年足利義滿の九州征討に従軍し、軍功に依て日向穩北郡に領地を賜ふた。以來義恒、義英、義康を経て義惟に及び、大友氏の日向征討の時大友氏に降り、兵部之介と稱して處々に軍功を建て下毛郡宮夫郷を賜つたので、之より本村宮部に居館を築き、大友氏に屬して忠勤を勵んだが、殊に其子備前守義孝は天正十四年義統より左の催促状を受け、直に出馬して軍功を建て、槍一筋を拜領したと云ふ。

此度豊前國時枝長野福島等逆意、因是來ル十月征伐之。仍而貴軍出馬可有之日限者逐て沙汰可致候
謹言

天正十四丙戌九月廿一日

左兵衛督義統 花押

古野備前守殿

然し間もなく中津に黒田孝高が入國し、地方を領有する事となつたので、大友氏の族黨は反旗を掲げたが、遂に孝高に殺され、嫡子司馬之介義照は一時民家に隠れたが、黒田氏が關ヶ原の役に際し浪士を招いたので、安堵して宮部郷に土着して農民となつた。父義孝は此時改めて宮部郷の上に葬つたと云ふ。今宮夫の地を見るに東部にある地は、元國道の處の字矢永にあつたのを、明治に入つて國道開鑿の時現地に移轉したそうで、此地からはクリンなど澤山出たと云ふ、現在の地では南部

矢永家の墓石に最も古いものがある。兎に角此系圖の記載も全然捨てる譯にも行かぬ譯で、更に古野家に次の様な文書がある。

宮 夫 古 野 久 平

三拾八歳男方神
様他家へ譲有し
を考ふ。

此男申候事神様の
儀は、先年より此
男の方に傳へし先
祖の守本尊にて八
幡大菩薩也。此男
先祖は元來當時×



×の處に往昔より居
りしものにてなく、
其所より北東の間に
當り、少し東に寄り
し位の處、道法遠く
貳百里余の處にて、
盛んに有りし武家の
果にて、當時の處に
居を移し、は則ち三

百年のちなり。其後も又住居代り當時の處より北東の間當り、少し北に張る位の處、道法近く古野の跡あり、其神體は當時は其家より西南の間に當り、少し西強く行居候へ共、先方にて未だ其信心不足、神慮にかなう事難成、是を唱ふに返し給ふを得ば殊の外宜敷候得ば、必ず先方御返申候

もの也。誠の御信心取返し、日夜無怠信心致候得ば必ず可得幸ひをもの也

巳七月廿三日考

□□紀命

御神體は古城正行寺へ

久平十六歳之時上り

三十八歳之時七月返す

右之神體大神宮也

安政四年七月御返事也

此本文と註文とは別の人の手になつたもので、之は巫覡の徒に神がゝりして考へて貰つたものか、又は易占の徒に見て貰つたのであらう。こうして祖先の事を研究する風が當時に盛んであつた様子が明らかである譯だ。明和六年の宮夫村名寄帳によれば、當時宮夫村には次の様な字名があつた。

井の尻、方角、いたれ、小深田、岩見、むしう、落橋、源六屋敷、ふう津、長包、まへ、おうぎ、宮之下、田迎い、六反が坪、持溝、横園、左尾、出口、矢永、大田が嶋、しんかい、しりかけ、小その、高田、六田が坪、村のまへ、九の坪、なわて添、ひさげ、平津丸、半田、深町、穴田、野間松本、正手、鮎丸、畔田、屋舖の坪、引田、向ひ、堤添、鉾町、種井の坪、びせんどう、渡郷、高水、野田、矢筈、畔間、千野、京の津、大坪、こち濱、寒野、溝添(五十七字)
然るに現在の字名は次の三十四字となつてゐる。

沼口(ぬまぐち) 大田ヶ島(おほたがしま) 六反坪(ろくたんつば) 矢永(やなが) 岩見(ゆわみ)

包添(つゝみぞへ) 北方濱(こちはま) 長包(ながつゝみ) 宮ノ下(みやのした) 井鹽(いたらい) 屋敷(やしき) 井ノ尻(いのしり) 小深田(こぶかた) 宮夫ノ前(みやぶのまへ) 前(まへ) 扇子「おうぎ」 深町(ふかまち) 繩手添(なはてぞい) 正手(しやうて) 松本(まつもと) 風津(ふうつ) 「寶門(ほうかど)

玉井(たまい) 奈良頭掛(ならすかけ) 先玉井(さきたまい) 落橋(おちばし) 無生(むしょう) 屋敷坪(やしきのつば) 引田(ひきた) 高×



×田(たかだ) 持溝「もちみぞ」 久毛「ひさげ」 溝添(みぞそへ) 九ノ坪「くのつば」

之を比較して見ると百二十年「明治二十二年の丈量圖による字名」の相違で源

六屋敷は只屋敷となり、いたれは井鹽となり、ムシウはムシヨウと轉じ、村の前は宮夫の前と變り、漢字から云つても方角は寶門となり、こち濱は北方濱と變つてゐる。其外田迎い、横園、左尾、出口、しんかい、しりかけ、小その、平津丸、半田、穴田、野間、鮎丸、畔田、向ひ、ほこ町、種井の坪、

びせんどう、渡郷、高水、野田、矢筈、畔間、千町、京の津、大坪、寒野の二十字はなくなつて、新に沼口、玉井、奈良須掛、先玉井の四字名が出来てゐる。之を附近の字名に編入されたいものを抜いて見よう。

△大字一ツ松―出口「東出口西出口」 畔間「車田」

△大字金手―平津丸

△大字東濱―鮎丸

の五字で左の字は變名の甚だしいものとも思はれる。

田迎いり玉井 先玉井

以上の通りでイタレがイタライとなり、畔間「クロマ」が車田となり、畔間と畔田と同一の地を書き別たり「？」するから、中々古文書の研究は六ヶ敷上に、古代の地が境界を變ずるので、凡て沿革の研究には、之等の變化を豫想して探究する必要がある譯で、著者が一ツ松の境界は一ツ松川が境だつたと云ふ理由も茲にあるので、一ツ松川の東岸と宮夫とは地勢上同一でなければならぬ筈である。

さて宮部村に就ては古野家の系圖としての記事が文獻の最も古いもので、今庄屋古野家の文書も二百年前に上るものはないので、此間は明らかでないが、茲に小笠原氏の元祿年間に浪士となつたものが、多く此地方に土着した様である。今矢永氏に上條家の系圖を持ち、小笠原家弓馬、其他禮儀傳授

の書類を傳へてゐる。小笠原家が元祿十一年の改易に際し、上條並にその近親たる二木家の人々中の浪士は次の様に記されてゐる。

●元祿十一年改易による陶汰

減知 二木正右工門 五人半扶持

下條卯兵衛

二木庄右工門

二木團右工門

宮部善八

二木市郎兵衛

下條三彌

長圓が四萬石に削封の後所領を賜はつた後に於ける状態は次の様である。

●御家中分限

貳百五拾石 二木惣兵衛

百四十石

下條善右工門

百四十石 二木傳左工門

百石

二木十兵衛

百拾石 上篠太郎右工門

●元祿十二年藩士陶汰の時 二木源右工門

●元祿十三年の陶汰 上篠太郎右工門

矢永家の系圖に就て抜萃すると以上の諸士中次の様な記事がある

太郎左工門（上篠太郎右工門の事？）

正房一嫡子一勝久の嫡子太郎左工門。秀政公、忠政公、長次公に仕ふ、豊前中津にて卒す。肥前島原本丸自分支配。弓組の者能く弓射させ、敵余多射ころす。此時矢、火矢を以て敵のこやを焼く、又大坂春戦節は病氣信州に居る。新知四百石

重勝 勝久二男勝太、改主殿、後改加兵衛、足輕大將、知行五百五十石

正重 母方伯父、養子、實父丹羽五左工門、元祿十二己卯月廿二日五拾歳死す。法名宗順居士、知行四百石、弓大將

正房 正重嫡子太郎左工門、知行四百石、弓大將、元祿十四年卒人、豊前下毛郡樋田村に居る、後豊後國東、鬼籠村に居る。

以上でよくは分らぬが、今の矢永家が弓術の極意を傳へた上條家の一族たる事は稍明らかで此の元祿年間に浪士となり、後奥平氏の治世に至つて宮夫に土着したものであらう。宮夫の墓地に元祿、享保時代の墓石は多々ある。否一般に本村の墓地に元祿、享保時代のものは頗る多いが、只農耕に下つて系統が明らかでないのが遺憾である。

さて此頃宮夫村の耕地の状況は如何。明和六年の名寄帳では次の様になつてゐる。

一田方元高貳百七拾四石九斗八升六合壹勺

内

貳石九斗七合七勺

前々古不足高

残る貳百七拾貳石六斗八升八合四勺

内

拾參石八斗三合四勺

地挫流溶斗代下ケ間際高

又残る貳百五拾八石八斗八升五合□勺

此古畝貳拾壹町六反七畝廿八步

内

上々田 五段六畝拾八步

高九石五升六合

上田 三町四反五畝八步半

高五拾壹石七斗九升貳合五勺

中田 六町八畝拾七步

高七拾九石壹斗壹升三合七勺

下田 七町三段七畝拾四步

高八拾壹石壹斗二升壹合三勺

下々田 四町貳反半步

高三拾七石八斗壹合五勺

干時明和六己丑八月上旬

宮夫村年寄

道右工門

善右工門

宮夫村庄屋 喜右工門

此頃宮夫村の地主とし左記の人々があつた様である

立 臺	直右衛門	喜右工門	太 平	半右工門	善右工門
平兵衛	三右工門	徳右工門	與兵衛	又兵衛	甚右工門
直右工門	久兵衛	庄 介	新 藏	喜 作	茂 七
利 七					

大井手の記録によると宮夫村の右高は維新前次の様に變化してゐる

畝貳拾七町貳畝四歩

一高參百拾九石七斗六升五合貳勺

内畝十九町九段四畝壹歩

貳百七拾貳石七斗三升六合九勺

畝七町七畝拾貳歩

四拾七石貳斗八合參勺

田方斗代

上々田 壹段ニ付 九斗四升六合五勺

田 方

畑 方

上 田 " 七斗五合五勺

下 田 " 四斗七升四合四勺

下々田 " 三斗五升貳合七勺

畝壹町六反四畝二十歩

一高拾貳石九斗五升

畝壹町三反拾九歩

十三石九斗三升七合

畝參反二十三歩

壹石壹升三合

田方斗代

下 田 壹段ニ付 壹石壹斗

下々田 " 九斗

畑方

下々畑 壹段ニ付 三升

一家數三十二軒

新田畑

田 方

畑 方

一、惣人數百四十一人

内七十八人一男

六十三人一女

尙古野仙松氏の宅に次の様な記録がある。

天保九年下毛郡蠣瀬組宮夫村

後代御用日記帳

一、天保九戌八月廿五日庄屋與右工門相果

一〇(天保九年)同九月朔日俸伸平庄屋役並組□手代役一同被仰付御禮廻御支配林仙衛門様御月番中村

淀工門様大庄屋碓瀬庄左工門様外様廻り同道人一ツ松庄屋孫助

一〇同十一月大庄屋御免にて碓瀬成工門殿と成後見拜田宗太夫殿手代金谷治工門殿

一〇弘化元年卯松丸太壹本長貳間半末八九寸六反坪碓倒木丸山より出す

一、嘉永三年種□還り被仰付加勢夫十六人宮夫村石舟五艘信平

一、同四年戊午三月盲養新開(高家の)還り合被仰付出勤弁當料壹日貳匁也

外に五百四十匁御園榎村中佐平より順吉跡相續にてふみ差出上る内濟不濟

一、嘉永七寅御救米三石四斗九升碓瀬組當り

一、同閏七月八日遊行上人殿一行圓應寺宿大法寺にて豫大庄屋書類□

六反坪

一、碓場所壹ヶ所 此入用松丸太壹本長貳間半末八九寸、桁木同五本長貳間半末八寸四八平物壹本長

二間土臺木同三本長四尺五寸、壹寸一分板四枚長七尺巾一尺、松杭木三十本長五

尺末貳寸南側土手

右之通申上候

以上

御役人

往來

一、從役夫□三百廿四人(壹間にて三人宛) 大道作り柵竹二百本、杭五百五十本

一、川出浚長貳百間此入用松杭木五百本長四尺末二三寸此銀札三百目一本にて六分替川土手南側柵入

用

一、五六寸竹百六十五本此代二百四十七匁五分

但一本にて一匁五分替右同斷

一、夫三百人 内、百五十人組加勢 百五十人村夫

銀札、五百四十七匁五分(元治三年丑三月?)

一、嘉永七寅藤尾井手助願上り六月十二日東條様御月番

一、久留米様人馬方被仰付四月廿八日晝より五月二日迄中貳詰之事

一、元治元子十一月御繰出人馬方御用懸り被仰付彌々正月朔日御引取之節九郎原より御引取九郎原行夫、源六新平代り郡平權七

一、人足六百人(外ニ四日)内五人馬三疋内權七吉工門郡平新平源七

一、同申年御拜借年繼五年賦願矢吉依助兩人にて入込に相成被仰付候

一、元治元子六月奉幣使人馬方懸り被仰付書願一切直し置候 六月三日より二十八日迄書類一切相理り

一、御圍籾貳百三十五匁

六反坪

一、碓一ヶ所 裏打井口三間高刻石一間半兩方三坪一坪に付五十六匁づゝ三坪ノ百六十八匁

井口立石長四尺厚六寸幅一尺三寸 二十四匁

質札三十匁也

一、同井口一間裏打 刻石三尺五寸兩川最長

此札百十二匁

井口豎石二本 長三尺厚六寸幅一尺三寸

一本にて十二匁宛

一、長洲御用人足一人一日二十匁と馬四十匁也 但馬添一人添事村中竈殿にて御引立候

一、同六月十四日六百六匁也卯助源六但六月十四日出陣三百三匁づゝ

一、氏神社木切候御見分に宮村雄藏様水島文六様御出張

一、同□□之節梅津□□殿唐原與助殿御出張

一、三月十八日御酒代四匁□五厘づゝ御肴代五匁づゝ二十人に渡

小倉長門合戦にて城を長淵へ引取歸久郡六万石取殿紛失百姓一揆起る大庄屋並有徳成屋宅に火を懸

大騒

一、同卯三月川長六十間掘夫百八十人乱杭六百本長五尺末三四寸關百二十間五本村ノ柵竹三百本二間にて五本ノ右之通被仰付候

一、三月五日大新田泊り六日晝東濱同夕朝金手

一、六月十二日舊代役頭より七百二十五匁受取小前ノ相渡

一、七月二十九日實盛追被仰付鐘損料金一朱又十四匁也鍋屋久三郎ノ相渡

一、從京都飛脚到來殿様御儀御隠居若殿様ノ御家督被仰渡去月二十八日御願出相成候處當月六日御願之通被仰付御家督無相違被仰蒙候旨申來恐依御事御爲申知右之通惣寺社等へ申傳候也

五月十七日

奥平丈工門 跡部半工門 福田清之助

- 一、五月卅日夜九ツ時拙子小百合四月七日出生先づ御單物三枚ごさへ戴有之
- 二、六月五日覺工門半七の御褒美御渡相成相渡
- 一、當村近來難澁に落入候處元治二己年より小前一同難澁願出候に付歎書正月に大庄屋迄差出候何分不輕願之事取濟し別而御筋合様方御□□度尙冬十一月相働右によりては誠に□□事也
乍恐御願申上候口上之覺

二、當村儀御高三百二十石余竈徒二十軒に

宗任郡四日市大谷派別院

會計部
小倉文次郎

て人少之上近來極難に落入兼而御推察之通是まで年賦にて×

×御種粃拜借被仰付難有差入り候得共何分地味悪く立直り不申甚だ歎敷罷在就又當村難澁之儀は廿軒之人少にて

春分大井手並組方用水務にて垣内井手掛り上屋永之續に壹町余御座候所三百二十石余之高割申候等大井手よりも同斷申參六百五十石之御役目相働僅二十軒之人少にて五月御根付之節は用水之儀にて不足夫米貳石程も難澁之中より計出し甚だ歎敷其上大小豆御上納之節は銘々作略にて五升壹斗づゝ買求め御上納仕候得共彌増難澁□□候捨置候ては亡村之程難斗甚だ歎々歎奉存候間何卒格別之御仁政を以て金手村通御用捨米御免高被仰付被下置候様奉願上候依之乍恐御願書仕差上申候

明治三年午二月

以 上

此節小頭様方東條利八様吉田代右工門様武田喜太郎様岩田藤助様高山丑右工門様□田多左工門様大庄屋彌瀨成工門吟味役大根川彌左工門新田儀平外に棟形忠太夫様郡奉行にて□□分御心配被下候所より出来

一、大庄屋よりの狀 一筆申入候然は其時御仕組左之通被仰付候間此段承知可被致候

一、米九石 當年より三ヶ年成立御用捨但本毛附高貳百九拾壹石四斗之内百四十五石八斗三升六合五勺六ツ巳年村方の自作高之分壹石高にて六升余古不足冠高免間際並上り米村當り平均半高に見込

内 六 石

但身元可也の者見除難御厚薄取分け持高に割賦尤年々持高増減可有之割渡帳を御伺出可申候

三 石

但身元可也の者見除難御厚薄取分人馬割最前日御割賦方向伺出可申候

銀札七百目 卯助源六 同七百目 (不明)

當年より六ヶ年

此九石右の通に相成候へ共小前押に御願申上候て村方作り高の割に被仰付候事尤年々右の段高割に相成候

一、當村田方御根付儀當六月二十三日より植初月二十九日迄村中皆作に相成(不明)書付を以て御届申上候 以上 午(三年)六月

御届は致候得共半平宅は右は女房死去にて四日より五日祭日と成

二、當村の儀天難時にて別而奉蒙御國恩候に付於神前爲御國恩就ては諸病除仕度最當月十五日に神示興行仕度段願出候に付此段書付を以御款申上候間宜敷被仰付被下候様奉願候 以上 宮夫村役人

一、八月上り米の儀御止めにて撫恤米と唱へ年々民政方へ御預りの由

七步參厘組方

一、銀札貳貫目種子料御拜借小前中敷に從利壹歩は工免秋返納

一、三月御救米壹石貳斗麥壹斗七升是は御月控に小前渡方有

一、十二月二十三日銀札貳貫三百五十匁中難御拜借 村方覺工門萬平除

一、御藏米壹石壹斗七升極難の者有

一、銀札七貫五百匁 與工門 身元難澁にて七ヶ年被仰付候事但壹斗

宮夫村庄屋の事を調べて見るに貴布禰神社の棟札には次の様に記されてゐる。

奉再建豊前州田中郷宮夫村貴布禰宮拜殿壹宇 氏子中

當主御武運長久國家安鎮諸病退除家民繁昌牛馬安全九穀豐登萬物成熟常盤堅幸賜

弘化二年乙巳五月吉日

社司 永添村住 古野 惠仲

世話方 庄屋 信平

年寄 才四郎 幸平

下厩原村棟梁 高久啓四郎

蛸瀬村 同 松谷 文司

東濱村 大工 自見 長八

合馬村 同 順平

一ツ松村同 信平

更に巖尾井堰切落しに關する文書には左の庄屋がある。

明和五年 喜右工門 安永九年 松右工門 寛政六年 喜右工門 文化年間 與左工門

弘化年間 蛸瀬村庄屋 宮夫幸平 弘化年間 爲右工門

嘉永六年 角木村庄屋 宮夫幸兵衛 嘉永六年 與右工門 安政二年 同 上

天保九年及弘化二年に信平だったのが、同年代に爲右工門とあるは或は井手庄屋ではないかと思はれる。そして信平の直系と見える幸平は蛸瀬村庄屋となり、更に嘉永年間には幸平の直系らしい幸兵

衛が角木村の庄屋になつてゐる。現在宮夫の庄屋跡として古野仙松氏は喜右工門の子喜八の養子であるとの事で、直之氏は與右工門の後だと云ひ、宮夫市二氏は戸長として名望があつた譯である。

之で宮夫の記事を終らうと思ふが、要するに宮夫は矢流川と一ツ松川との舊河原に發生した新開地だから、住民の成立は三四百年以後の事であり、古野氏の記録によつて著者の考ふる處では、永添村本城と因縁が深いので、古城源六兵衛が法華寺城で滅んだ後、其一族が此地に土着して開拓したものが、草創者ではなからうか。古城氏の沿革を見ると次の様になつてゐる。



×を火祖とし、經範九代の裔藏人宗次天文元年大友氏に従つて永添村に來住し、法華寺に居たと云ふ。此法華寺は今の木城附近にあつたもので、後世細川時代に再興した法華寺とは位置が違ふものである

古城氏は佐伯兵庫介經範×
弘治二年大友義鎮が豊前を侵した時、藏人宗次は池永左馬丞や奥永雅樂頭と共に從軍して功多く、宗次の子が源六兵衛尉重通と云つた。中津川軍記には次の記事がある。

大内義隆天文二十年に滅亡の跡には大友八郎義長卿入部し玉ひて、周防、長門、石見、豊前を御領地となされける。此時豊後より諸侍多く召されける。中にも白野藏人宗次を御側に召使はれける

爰に豊前永添村の郷土小城甲斐守巳が貪意に任せ押領す。此由を陶、杉、内藤各義長卿に言上仕ければ、白野藏人は藤原の祖流と云ひ、萬端賢き者なれば、永添の給人に仰付られ、同城、八並城に居て政道を行ひける處に、小城甲斐守腹黒に思ひ恨み、藏人の延明寺詣を待受け、窺かに之を殺さんと思ふ。隱謀顯はれければ、藏人甲斐守が館に押寄せ討之、防州に注進して小城を拜領す。此より小城と名乗る。義長卿没落の後、弘治二年冬より屢々大友舊地を領す。今度野仲重兼謀叛に依つて土田城に出張し、小城藏人を攻めけるに、藏人討負天正七年正月廿三日に腹屠て死たりける。子息源六兵衛重通は法華寺に、を構へ防ぎたりしが、これも野仲勢に攻め破られ、落城して肥後に落ち行き、後加藤清正に召抱へられ、三百石被下、高麗陣に供仕り軍功あり、子息源次郎討死しけれども、賞祿微少を恨み、源六兵衛憤りて御暇を乞ひ、古郷永添村に歸りける。其子孫繁昌して相續す

とある。こんな記事は骨を取つて肉を捨てねば真相を誤るので、此の天正七年に亡びた小城源六兵衛重通の一族はどうしたであらう。勿論肥後に逃れたものもあらうが、一夜に肥後に行けるものもなく、一度は地方田野に四散した筈である。そして其餘塵の鎮まつた頃に一族の落着いた處が宮部だと云ふのである。其内一二の勇士は肥後加藤に従身したのもあつたであらう。従つて宮部に源六屋敷のある事情も明らかになる譯で、小城氏が姓を秘して古野氏となつたのも、古野は小城附近の地名

で、然かも曰野藏人の後たる大友の浪士と云ふ事情とも綜合するので、古野系圖、古城氏の興廢、地方の成立等を綜合して宮夫は三百五十年來繁榮して來たものたる事が明らかである。

第五節 一ツ松村の發達

一ツ松の發達に就て二つの説がある。即ち大貞薦社の神主池永氏の支族一ツ松氏が居つたと云ふ説と野中重兼長岩没落の後、其子重貞が一族を卒ひて此地に土着したと云ふ説とである。著者は此兩説のごちらも多少の眞實があると思ふので、池永から移住した人の多い事は、地理上さもあるべき事であり、一方に野中の殘黨の隠れたのも中野兵庫頭などの名から見ても尤もな事である。そこで此兩系統の雜婚により發達したものだと思ふべきであるが、今此の兩説に就て少しく詳細に研究して見よう。

一ツ松氏の系圖によれば、一ツ松氏は字佐氏の後で、薦社の大宮司重貞を祖としてゐる。重貞に重澄、諸重の二子がある。重澄には重繼、仲野重晴、薦社祠官一松重郷の三子がある。重繼家を繼ぎ、その子重得を経て子重親に至り薦社大宮司池永豊前守と稱す、重郷の子重貫、その二子重忠、諸安、重忠の子は勝藏で、系譜に次の記事がある。

一松諸安兄の子勝藏を池永殿より七人の加判にて一松和泉守の領地不殘遺候由被仰、萬正寺にて討

取被申候。諸安之を見候で社法にはなきこと、被申候を、アツテ原を二十三ヶ所杉因幡守に持出し五十年餘池永家にも不行之由候。和泉守と申は池永殿七人之加判不入成と存せられ、筑前あそら殿に參られ候。又戻と申候。其時一町七段之代地に二町五反池永内、永永屋敷相添給ふ也。

此記事は口碑を記したものであるが、此内にも多くの眞相が含まれてゐる。更に系圖で見ると諸安の子には一松和泉守、伊豆守、僧少木、隼人、次郎がある。伊豆守の子に勘兵衛、左衛門尉、左京進、修理介がある。勘兵衛の子に河内守と云ふがある。河内守は自見系圖に藥丸河内守×人がある。重安の子は重房で、その子采女重光、その子宮夫源七郎重孝、その子耕玄臺重寛となつてゐる。



×重正である人かも知れない。隼人の子に宮内と云ふがある。神田の松山城に討死したと云ふ弟を源内と云ふ。河内守の子八兵衛、その子に忠兵衛重安、嘉兵衛、與七郎重光、權之丞の四

此系圖には大井手塚關係者の一ツ松六郎清氏の名がないと審かる人もあるが、あの大井手事蹟は架空の傳説で、然も保延年間でなく僅か二百年から百五十年前に假作されたものだから、一ツ松六郎清氏はないのが眞實で、清氏のない爲に、此系圖の眞偽を云々する事は出來ない。然し大内家杉守護代

の居る頃に一ツ松の名稱のあつたと云ふ此系圖にも眞に當にはならないので、此系圖は自見氏、池永氏、宮夫等の關係をこね交せて作つた様にも思はれる。これでは寧ろ一ツ松住民の系圖と云ふより宮夫住民の系統を知る資料となつてゐる、只一ツ松と云ふ地名が世に現れたのは極めて近世の事で、宮夫、牛神より後の事であるから、著者が前節で述べた様に、一ツ松川東岸に屬する現在の一ツ松は、往時は宮夫に屬したもので、後宮夫の衰微するに従い、分れて一ツ松に編入されたものである事は、此の系圖の記事によつても想像される譯である。尙此系圖では仲野氏はあるが、重きを置かれず、一ツ松氏を重く記してゐる上に、現在一ツ松住民中の名族であり、舊系統であり、且つ歴倒的豪族である中野家を簡單に片付けてゐる處に、實際との矛盾が生ずる。

さて第二説による野中重兼の末裔の居住地だと云ふ説を調べて見るに、中津市古魚町の藥店中野金吾氏の藏する系圖には次の様に記されてゐる。

(前略) 義鎮孝高と兵を合し、急に長岩城を攻む、城終に陥る。之實に天正十六年四月八日の事なり其後鎮兼世を忍び土民となり諸處を流浪す。其子重貞の時中津藩沖田の莊に居を定め、土地を開墾し耕作に従事す。之を聞き傳へて一族郎黨來り共に爰に居る、此地に數百年を経たる老松あり、郷入名づけて之を一ツ松と稱せり。

慶長五年細川侯中津藩主となるや其子貞友に庄屋職を命じ、苗字帯刀を許さる、此時に當り野中の

姓を轉倒して中野と改む。

そして其先に中野家の世代相續の様を次の様に記してある。

道友 貞友の子、元和元年庄屋襲職

宗久 道友の子、寛永九年襲職

道秀 宗久の子、承應元年襲職

貞宗 道秀の子、寛文六年襲職、小笠原氏入國

宗重 貞宗の子、貞享三年襲職

宗兵衛 宗重の子、寶文元年襲職

周兵衛 宗兵衛の子、享保四年同上、奥平氏入國

與八郎 周兵衛の子、元文七年同上

與兵衛 與八郎の子、寶曆七年同上

半兵衛 與兵衛の子、安永六年同上

寛兵衛 半兵衛の子、寛政三年同上

宗次郎 寛兵衛の子、文化五年同上

孫助 宗次郎の三男、天保八年同上

△宗次郎には榮助、善三郎、孫助の三子がある。

孫助には三喜右工門、良平、寛作、碩藏の四子があり、良平の子嘉作は幸松家を継ぎ其子文太に及び、寛作は明治元年姓を一ツ松と改め、其子が松太郎、孫が醫學博士一ツ松美利である。松太郎の弟嘉藏は寛司、政二の二子があり、碩藏の子に哲藏、健司、實三、睦造の四子がある。系圖の他の部には次の記事がある。

細川氏中津藩主となるや、野中氏に同情し功田五十余町歩を鎮兼の孫貞友に賜はる。此功田所在地は沖田と稱し、中津を去る東方一里四方の平野にして、中央×



め、貞友自ら其郷民指導の任に當り、寺小屋を開き、讀み書き數理の道を教へ、農業に意を用ひ、海濱の遠淺なるを利用して埋立を時の藩主に建議し、之が工事の爲に盡力し、新田百余町歩を得、之を藩主に獻上し、之が支配を命せられたり。慶長五年細川公より大庄屋を命せられ、此時に當り野中の姓を轉倒して中野と改む。爾後明治初年迄寺小屋及庄屋職を世襲す。

慶應三年碩藏相續の後、明治初年に至り庄屋職を廢せられ里掌となる。明治十年西南戰役に際し、

豊前國中所々に暴民蜂起し、庄屋、大庄屋及名ある富家の家宅に侵入し、金穀を掠奪し、其勢盛にして、中津城内に迫らんとす、碩藏此機に際し、東西に奔走し中津士族を勸誘し、自宅を本陣とし一松善運寺を宿所と定め、鎗矢堂の嶮を以て暴民を撃退し、之が鎮撫と警戒に努力したり、後中津にて藥種商に従事し、明治三十年八月二十日年齢六十歳にて死亡す。

此の記事の前半は、前の系圖の記事を潤飾してゐるので、多少割引を要するが、それでも野中の職黨の居たと云ふ説は有力な一説である。今の一ツ松家が舊姓中野で、一ツ松姓は明治維新の際始めて出来た事は此記事でも明らかである。一ツ松家の墓地は古い墓もあるが、享保以後の墓が尤も多い。又一ツ松村の松本氏の墓地附近にも享保以後の墓が多く、それ以上古いものもある。そしてどちらにも武將の墓地の名残を止めてゐる。全體天正頃迄の墓石の形式には、前頁に掲げた秀吉の墓石の様な形式のもので、此形式の墓石は本村の各墓地に名残を止めてゐるので、戰國時代浪士の移住に依つて開かれた土地だと云ふ事は明かである。今一ツ松の庄屋の文書に顯はれたものでは次の人々がある。

- 明和五年 勘兵衛 安永九年 勘兵衛 寛政六年 同人 弘化年間 宗次郎
- 嘉永六年 宗次郎 安政二年 同人 天保九年 孫助

之で見ると前の系圖の内半兵衛がつけ合の事になるが、此系圖は近時清書されたもので、其間に多少の偽造や附會のある事は元よりである。野中氏と自見氏との關係に就ては、前にも掲げた自見文書

は、其消息をおぼろ氣に語るものである。

宇佐宮共僧神堯申、豊前大家野仲兩郷内自見名田島屋敷荒野野埔濱等、今永田地事、全訴狀如此、傍人野中次郎太郎不應裁許之間任下知狀可沙汰之由、被仰候間可令左右、仍教達如件

元應元年八月十九日

遠江守

深見彌次郎殿

津房彌五郎入道殿

此の六百余年前の文書にある自見名が、本村金手並に下池水の舊名で、今は金手近くの大字牛神に屬する田の字名となつてゐる事は、前に説いたが、此時代、津民長岩城主野中氏の勢力が、沖臺に及んでゐた事も明らかで、宇佐神領と野中領とが錯綜してゐた事は之で明らかである。然して新開地として漸次埋立開拓された土地に就て、之等の紛争が生じたものであらう。然らば野中の一族が、此の新開地に此頃から土着した事も想像し得る事である。然し又池水を領した大貞薦社の宮司大神氏の一族たる池永氏が、此地方に勢力を張つた事も當然で、要するに此二説の池永系統説と、野中系統説とは兩立し得るものである。そこで著者の云ふ、一ツ松川を境として成立した西部の一ツ松は野中氏の系統で、現在の東部一ツ松は池永系統の神職と關係すると云ふ説は、茲にも一の實証を得た譯で、前の高橋氏の墳墓の如き、此の池永系統の神職の世々の墓地であらう。而して野中氏の系統説をも一つ

裏書するのは、一ツ松村社の鳥居額「午頭天王」である。此の午頭天王社は前には竹宮と云ひ、現在よりも遙かに西にあつたさうで、其神體は所謂石神で、今も同社の一隅に高さ三尺、幅と厚さ各々一尺位の自然石を祭祀してある。而して此の石神は天忍穂耳命で、英彦山神社の神靈正哉吾勝、勝速日天忍穂耳命である。然らば津民莊に居た野中の一族として彦山と同一の神靈を、此處に勧請する事は當然でなければならぬ。尤も縁起には「小笠原信濃守長次公中津の城主となりし頃、一ツ松畑に人家を構へたり。其人民一反余の境内に祠を設けて祭祀するに始まる」と云ふが、細川氏の世に野中氏の殘黨が土着して人家を構へたとしても、僅々十年、二十年の差違で、此の由緒も史學的に正確は期せられぬのだから、野中氏との關係を否定する資料は少しもない譯である。而して今日一ツ松の住民を調べて見ると次の諸氏となつてゐる。

◎中野系統

中野省吾、七郎、壽市、マキヨ、新八、彦三郎、虎太、貫、孫藏、辰三郎、國藏、久市、直造

△一ツ松松太郎、寛司、庄太郎

△野中梅太郎

◎其他の系統

△川谷圓治

△船成竹次郎

△新田新太郎、四郎、芳造

△角作藏

- △西野清二、直三郎、一、一郎
 - △田中卯市、豊次郎、末太郎
 - △松本トメ、小三郎、サク、壯太郎、金藏、ヤエ、榮吉
 - △岩見七郎、龜吉
 - △二本清二、兵八
 - △前山傳八、久
 - △城井朝治
 - △石松繁次郎、仙十郎
 - △木元榮藏
 - △清水實馬
 - △松下萬藏
 - △中尾惣市
 - △尾家伊之助
 - △松永豊次郎
 - △光根竹雄
 - △木下喜代次郎
 - △西郡輝雄
 - △松岡兵了
 - △堀増吉
 - △服部満二
 - △松室芳郎、秀盛、伊太郎、平治、善治
 - △加來幾造、定八
 - △小畑道次郎、瀧藏
 - △河野義雄
 - △東正路鐵作
 - △今永トキ
 - △棚田彌十郎
 - △富士芳米
 - △三崎武
 - △都甲光
 - △中松ハク
 - △橋本嘉平、豊百
 - △中下富士江
 - △高橋ナヲ、千太郎、七郎、隆彦、一男
 - △西原政夫
 - △池田八太郎
 - △飯田節三
 - △井河日出松
 - △後藤貞
 - △利田龜尾
 - △久保重藏、長次郎、義一、新
 - △植野孫三郎、トエ
- 中野家に次で繁榮してゐるのは松本家である。松本家の口碑によれば、同家は元金手に住し、享保年間金手村創成の時、舊住民たる三軒家の一人、島津七右工門の後で、一ツ松に移つたのだと云ふ事である。今金手墓地に文政元年に歿した七右工門の墓石があるが、此の松本家の口碑から云つても金手村は復興前に一時繁榮した部落で、夫が北方海濱の隆起と共に、次第に北部に移動して今日の一ツ

松。宮夫をなしたと云ふ。著者の新説は一証を加えた譯である。

處か一ツ松が創成期より更に一飛躍を遂げたのは元祿年間の事で、中津藩主小笠原長胤が失政の爲封土を沒收され、同母弟長圓に半知四萬石を賜ひ、更に小笠原長圓の失政、其の子長邑の病没等で、享保元年小笠原氏の領地を沒收された爲、此の小笠原家の没落により多くの浪士のうち舊領地内に土着したものが多かつた譯で、一ツ松にも原傳九郎、原彌七、中根孫右工門、佃重右工門の四人が土着した由で、當時一ツ松は新開地で貢税安き爲、藩主から浪士四人の配付を命せられ、高八十石、一人二十石宛を所領せしめたと云ふ説もある。今小笠原氏領土沒收當時の變革を記せる中津來由記の記事を左に掲げて參考にする。

長胤改易の事

一、犬甘半左工門、丸山將監諫言度々に及びければ、長胤公却つて我敵なりと宣ひて、元祿七年十二月十五日飛脚到來し、犬甘半左工門、丸山將監改易致すべき由申來る。家老の面々大に驚き色々相談有て、丸山、丸山は代々の忠臣たり、家來數多有るに付、容易に御受け仕るまじ、然る時は驅動の基なり、只何となく暇出すにしかすとて、小笠原彦七、原安太夫、島立、富田、溝口、竹内等内々談決して直書を書直し、筆取は溝口兵左工門是を認め、明る正月四日暇給はり、事故なく立去りけり。犬甘、丸山改易の濫觴は嶋立内藏助謀計にて、既に大老の望み心底にあり、修理殿御母公へ申し入

りけるは、諫言御承引御座なく、是に依つて御相續御舍弟達に願ひ出で押込み奉る趣、古上野殿の例を以て申しける。母公思召あてられ早速長胤公へ相達し、古上野殿御身の上迄語り給へるより事起り、譜代相傳の大老斯の如くなれば、諸家中手足を置く處なく、此折節にも關はらず宮部義三入道は、椎谷の神籠に繩を張り鴛鴦數多取つて差上る、三日の中に宮部在宅に雷火落ちかゝり焼失す又同月二十三日夜月の出初め頃に、中津城中御寢所より出火にて、細川三齊公の物數奇の亭、櫓、築山、泉水の名木名花、名物の重寶數を盡して焼失す。中にも源家重代大黒丸の刀未だ相見えざるを、西川善兵衛猛火の中に飛入り、事故なく取出しけるとぞ。此の西川善兵衛は不器量者にて、平日人は笑はれ交はる人もなかりける。小笠原舍人進み出で其の功は非常なりと申上げ一の筆に付けたり。御上段並に櫓早速御普請あり、國中の四民勢力を盡し竹木運送、先納銀、國町在郷の掛りまで、仕置家老富田勘兵衛、差添役上原十右工門、片桐九太夫、岩波が例を以て種々法式を案出し、同七月小笠原彦七、嶋田内藏助、原安太夫、溝口兵右工門、改易にて東西に立退けり。右は修理殿改易の直書を偽書したる科とかや。池永數馬は大貞八幡宮の大宮司なり。犬甘、丸山を宇佐まで送りし科により神職を召放し、裸にして城の大手より京町通りに追放す。前代未聞の珍事なり。大貞社職の議は東到事これを勤めぬ。さて又家老の議は、新參小姓あがり小嶋齊宮與右工門と改めて大老となり、三木惣兵衛、同彌右工門、伴一學、内田治郎左工門、村田三太工門、主務は後藤與惣左

工門、今村九右工門、何れも小姓上りの青二才、池永藏場の額見せ狂言に異ならず、本女中は十五人、小姓三十二人、新參者の集りにて御家法規式取失ひ、片桐九太夫目論見にて貞亨二年より荒瀬川井手普請去年まで八年にて成就せり。勞して更に効なし、檢見奉行田中理兵衛、瀧原彌四郎引返しと云ふ新法の免切取立百姓衰へ田宅を捨て逐電す。足腰立たぬ者は中津の町に這出て隨所に飢渴す。町人家中寺々より粥を煮て施行すといへども、毎日の餓死人は穢多非人受取て龍王無縁堂の濱の一つ穴に埋めけり。さて又町人の難儀にて城番普請、荒瀬普請の掛り銀毛頭も返し下されず、紙札ざれも無き程破れ、貳分七厘の引變へ家中の半知渡らねば、武備の支度は差置きて隠居出家も打ち込み、床を破つて薪とする町在家中困窮したり。

◇落書

すうすさにこせう多くてからうなし、家中と町をわへものとする

斯くの如く家中の愁ひ、百姓頓死多ければ、取上る人もなく當座の遊興に常を失ひ、大阪までの海上を渡れば、十日二十日に成べきに此處の港やかしの島と日限りもなかりけり。己の刻までの朝寢、午の刻の御立、酉の刻御休、子丑の泊り、飯よ汁よと云ふ内に鶏鳴いて鐘もなり、早東雲の明行けば、供廻りの難儀本陣共もあきればはてたるも道理なり。おてう、おゆうの京上郎深く忍ぶと云ふ内に、箱根の關の物うきは此の天下に隠れなく、元祿十一年寅の七月廿八日傳奏屋敷に召寄せられ、八萬石を改易し、修理は小倉へ御預けとなり、居の御住居となり程なく逝去ありけり。東竹

院殿天照高居士と謚しける。然るに東竹の二字、御家の御先祖に有る文字故、本源院と相改めらる。さて又奥方は露の命の置所、誰に語らん我思ひと御名残の御詠歌をつらね玉ひしが、農程もなく草場の露と消え給ふ。縁英宗固大姉と申すなり。御遺言に任せ常燈明日牌施入して御位牌諸共羅漢寺に納めける。

一、元祿十一年寅の秋御改易にて中津領八萬石召上られ、御家滅亡に極る所に、小笠原氏は三逆の外滅亡せざる段、東照神君の貳拾五ヶ條の中なればとて、格別の恩召を以て宇佐郡、下毛郡の内にて三萬五千石公料に召上られ、岡田庄太夫御代官所となる。分地五千石御舍弟民部殿恩賜なり。残る四萬石長圓公拜領となる。則ち從五位下に補任し信濃守長圓公と申し、駿府御在番御忠勤の御事也

中津家中新古盛衰の事

一、長圓公御家中へ御内談有て、前代御暇の内に小笠原彦七、島立内藏助父子、原安右工門、息子奎之丞を呼返し家老となす。新參大老小島與右工門、伴一學、内田郡右工門、村田太左工門、後藤與惣右工門、今村九右工門永の暇也。栗山三右工門前代惡逆の張本なれば、中津十四町を引渡し大江(大江とは長濱の事なり、此時より地獄濱と云也)の後ろに於て、家内召抱への男女まで斬罪也。哲正坊は追放也、其外科の輕重を論じて扶持高を減せられし人々には

千石の所十人扶持 西山彦太兵衛 四百石の所七人扶持 小笠原舍人

同 松山彌一兵衛	同 生駒勘之丞	同 土肥勘左工門
七人扶持 前田五郎左工門	同 白石郷右工門	同 伴十郎右工門
六人半扶持 中根 軍八	同 澤渡清左工門	同 村上彦三郎
五人半扶持 安田九郎右工門	同 二木正右工門	同 堀米兵右工門
同 佐々新之丞	同 高木四郎右工門	同 湯淺彌七郎
同 青木安左工門	同 小宅六郎右工門	同 丸山幾右工門
同 小出政右工門	同 下條卯兵衛	同 井上傳兵衛
同 萩野小十郎	同 田山助右工門	同 澤渡彌一右工門
同 乙部左工門	同 新村四郎兵衛	同 村上八郎右工門
四人半扶持 澤田權右工門	同 新村與四左工門	同 坂部染右工門
同 掛甚兵衛	同 征矢野半彌	同 岩佐藤右工門
同 澤渡友人	同 佐々軍右工門	同 横井所右工門
同 片桐十郎兵衛	同 豊田市左工門	同 山田太兵衛
同 高山彌三右工門	同 岡田久左工門	同 吉村藤助
四人扶持 掛彌一兵衛		

三人半扶持 澁田見平兵衛 同 一ノ宮市右工門
 三人扶持 北山助右工門 同 小倉吉之丞
 右之衆中 可被下者共なれ共御慈悲を以て如斯也

暇の人々

六百石 下河部藏人 五百石 澁邊太左工門 貳百石 中根源五兵衛
 三百石 草場五右工門 百五十石 華門勝右工門 百石 藤井新太郎
 二十石三人扶持 松本兵左工門 同 中島政右工門 百五十石 寛甚五右工門
 同 山本儀右工門 二十石五人扶持 久保田左門 五人扶持 竹内十郎左工門
 同 新谷三宅 二十石三人扶持 橋本與三郎
 百石 望月源右工門 同 伊與久七郎右工門 同 長尾兩右工門
 同 奥田首右工門 御繪師同 海北友信 同 辻吉左工門
 同 味噌師勘兵衛 同 松尾與兵衛 同 林七左工門
 同 二木庄左工門 同 萩野彌五右工門 同 村上平左工門
 同 村上友雄 同 武久素雄 同 宮部八郎左工門
 同 械田伊右工門 同 小田甚五兵衛 同 小田與五左工門

田中半兵衛

林 關齋

林 遊虎

秋元源香

緒方十郎兵衛

一ノ宮新兵衛

二木園右工門

宮部善八

右四拾人寅十一月暇賜はり住居勝手次第也、二木園右工門、伴一學、秋元源香は修理殿に諫言申上居也、源香は樋田村茶屋へ召籠られ、一學は高瀬村茶屋へ召籠られ、園右工門は諸町に召籠られ數年籠居にてあり、此度暇にて行方知らず成にけり。

書院に於ての人々

生駒松左工門 朝比奈林右工門 一柳林平 杉木與三郎 野村熊松 吉野龜之助 渡邊庄次郎
 御近習の衆中

今村又五郎 内尾源左工門 松本 平内 渡邊兵三郎 田中 甚八 木村太左工門
 南部藤三郎 二木市郎兵衛 萩野吉右工門 瀧原安兵衛 佐藤安兵衛 大輪八兵衛
 横川徳右工門 三島兵右工門 穂外 陽助 大野 興助 内海園右工門 芥川 見安
 右の面々銀子拜領にて也

暇の衆中

村田太郎兵衛 松尾彌三兵衛 阿部太兵衛 仲 忠右工門 久也 道竹 香月 貞菴
 今村 良朴 金田 養菴 山本 林齊

歩徒衆には

石津助右工門 吉竹仁兵衛 中島 平七 阿部勝右工門 大島 小助 高倉惣兵衛
 村田首右工門 穂外岡右工門 木村 茂八 稻男七郎右工門 小田傳兵衛 高倉三之丞
 熊谷 半七 西澤武右工門 西尾三右工門 田中勘七

小役人衆には

岡本忠右工門 上原佐次右工門 中村六右工門 松本喜右工門 松尾次右工門 松尾 覺助
 松尾半七郎 今津權右工門 大原岡之助 吉郷彌次兵衛 川野茂兵衛 今泉平右工門
 村木清左工門 田口助九郎 島田 喜八 柳井 平六 宮津太郎右工門 恒成茂兵衛
 吉原礮之助 戸原六左工門 大木平右工門 久保 段助

料理人

下條 三彌 郡田吉三郎 嘉右工門 彌 七 清 六 甚 平

船手之人數

中村佐兵衛 水野平四郎 西庄右工門 松本八兵衛 伊藤權右工門 蛭井小右工門
 蛭井 淺勘 市郎右工門 首兵衛 佐右工門

茶道之衆中

利泉 春齊 正齊 朴圓 專齊 養甫 順巴 小竹 開齊 了齊 阿齊

城内掃除役人中

中山兵右工門 池田仁左工門 松野庄次郎 木村又三郎 宮津藤右工門 德永又右工門
 丸野 市助 奥村忠三郎 宮本惣三郎 田口 吉六 一松 勘平 合山傳兵衛
 小堀傳左工門 細村彌左工門 市川德兵衛 矢津田吉右工門 坂口角兵衛 大島半兵衛
 福島勘佐工門 阿立作左工門 西岡與左工門 犬丸利右工門 竹下喜左工門 山崎市左工門
 伊藤仁兵衛 小宅忠右工門 大塚又右工門 宇土太右工門 伊右工門 八郎右工門
 角兵衛 德兵衛 甚之丞 甚 平 與次兵衛 久 八 久兵衛 新右工門 福木半兵衛

木屋附には

兒島小兵衛 中島藤九郎 内海 平助 荒井角兵衛 奥村太郎右工門 中村利兵衛
 内海仁兵衛 深津佐右工門 服部權右工門 中島 立之 屋燒喜兵衛 若林十次郎
 土肥 文彌 丸山四郎三郎

右之百五十六人寅十一月十九日暇也

江戸に於ては

今井軍次郎 金子小三郎 和久田造酒助 堀田 求馬 岡村彌三郎 早川源次郎

齊藤政之助 久保田喜平次 關口折右工門 小嶋平左工門 吉田市兵衛 水野嘉右工門
 伊藤 佐助 大木卯右工門 並井善太兵衛 和田關右工門 安歳金兵衛 秋元金右工門
 飯嶋新五左工門 清水四郎右工門 落合彌平太 小野 平六 矢崎 幾七 久保只右工門
 秋本 金八 折田宗十郎 村上源次郎 千葉新五郎 山本卯之助 水野清右工門
 池上五右工門 安方彌一郎 上嶋 團藏 北條 齊庵 小嶋衛門太郎 沖 彦太郎
 高橋 嘉七 秋山三右工門 荒本八三郎 松崎 春賀 三嶋 句當
 其外足輕中間六百九十余人暇也、翌卯二月白石權平、同三月原忠左工門追放也。

鹿熊助市が事

一、修理太夫長胤家中に鹿熊助市といふ若侍あり。生國豊後日田郡藤山村の者也。彼が先祖は大友家
 族にて久敷浪人となり、再度家を起し武名を揚げん事を思ひ、常に馬術に心をかけてゐたりしに。
 或時

春駒のおどらばおどれ飛ばゞ飛べ のりの心は知る人ぞ知る

と右の古歌の心を鍛練して、其聞へ有りたれば、長胤公に召抱へられ、貳百石を賜り東武に名をあ
 げたり。紅葉櫻の手練の秘密人に勝れて妙を得たり。是も新しき爲御暇賜はり江戸へ馳せ下り駒込
 に住居せしが、柳澤出羽守殿に召抱へられ知行三百石被下、再度長圓公へ御禮の爲罷出御對面有し

となり。

x x x x x

以上中津來由記の引用が長くなつたが、此記事を見ても、小笠原氏の非政や改革の爲藩士の新採用
 で、地方士民中より如何に多く召出されたか、又如何に多く新舊藩士の浪々者を出したかを知るべき
 で、之等新舊の藩士は多く地方の士民中の有力者で、士籍に列すると共に眞偽取混せ自家の系圖を飾
 るに汲々たりし様子が想像されると共に、三年でも五年でも小笠原氏に仕へて浪士となれば、天晴れ
 何の某として後世に其名を残す譯で、又事實に於て士民中より眞の名士も輩出したのである。恰も明
 治維新の變革で人物の新陳代謝が行はれた様に、小笠原家の興廢が相次いだ時代には、黒田氏の如き
 地方紛擾の討滅に忙しかつた時代、細川氏の如き地方制度の草創時代と同様に、幾多の人物が地方史
 の表裏に活躍した事を想像せねばならぬ。そして此等の起伏消長が眞偽取混せ面白く書き綴られて、
 次の奥平氏時代に天晴れ上代の實録として顯はれたのが中津來由記の中津軍記や兩豊記などで、之を
 一種の傳説として讀めば大に當時の沿革を知る資料となるが、之を恰も正史の様に取扱つて今日に於
 ける地方名家の系圖や系統を云々すると、飛んだ滑稽事を惹起する事は、丁度沖臺七地頭の名前の如
 きものとなるのである。

さて一ツ松の石高を調べて見るに、次の様に記録が残つてゐる。

◎享保二年奥平氏入國當時
七百七十五石四升九合

◎天保三年改出高

高八百十石七斗一升八合六勺
内百六十七石壹斗三升壹合

改出高

三十五石六斗九合六勺

享保六丑より文政元寅迄改出高

◎天保四年幕府勘定所問合に對する回答

高七百九十二石八斗八升三合八勺
内十七石八斗三升四合八勺

改出高年號不明

四石六斗四升二合九勺

同溝成高

◎維新前の調査

畝五十一町七畝十六步

一高七百七十三石二斗三升三合六勺

内畝四十二町五反四畝十三步

田 方

六百八十石二斗二升七合

畝八町五段三畝二步半

畑 方

九十二石九斗九升九合八勺

田方斗代

上々田 壹反ニ付 壹石七斗壹升四合八勺四才

上 田 " 壹石六斗七合四勺五才

中 田 " 壹石叁斗九升三合三勺

下 田 " 壹石壹斗七升八合九勺五才

下々田 " 九斗六升四合五勺八才

上 畑 " 九斗五升五合四勺一才

中 畑 " 七斗壹升九合九勺三才

下 畑 " 四斗七升九合三勺五才

下々畑 " 三斗五升九合七勺七才

畝叁反二十一步

一高二石七斗六升二合 新 田

斗代 下々田 一反ニ付九斗

小 補 村 誌

の事であるまい。即ち江添、尾永島、姫松、貝邊寺、濱新地等は、往時一ツ松が海濱であつた事を証するもので、貝邊寺は海邊地であると思はれる。一ツ松川が往時は山國川の本流で、その退化したものが今日の一ツ松川である事は川久保、今川等の名が之を證し、佛ノ江は佛像の川上から流出した地點か、波濤により打上げられた地點でなければならぬ。東出口、西出口は東井手口、西井手口で、田島は一ツ松川の川中島が田になつたもの、成只は成た田で開墾記念の名稱である。更に角銘は加來名で、大字牛神の自見名と同じく、自見氏、加來氏の勢力が往時此地に及んでゐた遺跡である。

さて以上の様に一ツ松は野中重兼の一族によつて開拓され、更に小笠原浪士の土着によつて急速の發展を遂げたもので、一ツ松の地名は往時池永より中津に通する一直線の通路が設けられ、其沿線にたゞ一つの市街地らしき密集部落が出来たので、一ツ町と稱せられたものとも説明し得るであらう。今も一松畑をヒトツマチ畑と唱へるのは右の事情によるもので、此の海岸の一ツ町が松の緑の色添ふと共に部落も漸時發達し、然かも附近にはより多き部落も出来て、町と云ふ名稱に慥怩たるものがあつた結果、幸い姫松も老松となつたので、町を松に改むるに至つたものである。即ち一本の老松によつて一ツ松と稱するに至つたと云ふ説も半面の真相を傳へてゐる譯である。

一ツ松に就ては尙研究すべき事項も多いが、以上大要を盡したから之を以て筆を擱き、次節に移ることにする。

一惣家數百四十軒

一惣人數六百八人

内三百二十二男 二百七十六女

明治二十年土地丈量の際の一ツ松村内字名表は次の通りで、現在も之を用ひてゐる。

古新地(こじんち) 下ノ畑(しものはた) 江添(えぞへ) 一丁田(いつちようた) 東出口(ひがしでくち) 學手(がくて) 五反田(ごたんだ) 百石(ひやくこく) 片見取(かたみどり) 轟(とどろき) 車田(くるまだ) 正手(しやうて) 尾永島(をながじま) 角銘(かくみよう) 赤紫(あかむらさき) 槇野(げの) 八反田(はつたんだ) フグツ尻(ふぐりじり) 樋ノ口(ひのくち) 中露(なかつゆ) 前田(まへだ) 一松畑(ひとつまちはたけ) 熊野(くまの) 朝草(あさくさ) 姫松(ひめまつ) 逢地(おうち) 石堂(いしどう) 紫(むらさき) 近明(きんみよう) 川久保(かはくぼ) 長畑(ながはた) 大悟法畑(だいごぼうはたけ) 立花(たちばな) 霞田(かすまだ) 野先(のざき) 小豆畑(あづきはたけ) 俵木(たはらぎ) 田島(たじま) 成只(なりただ) 持田(もちだ) 貝邊寺(からへんじ) 宮ノ本(みやのもと) 無露部(むろべ) 仁只(にただ) 西出口(にしでぐち) 屋敷(やしき) 楠本(くすもと) 今川(いまかは) 濱新地(はまじんち) 佛ノ江(ほとけのえ)

以上の字名に就て、著者が屢々述べた地方の沿革と對照して二三の説明を加える事は必ずしも無用

第六節 大新田の發達

大新田は元來東濱村の枝郷として、その東部が膨張して成立したもので、往時東濱の東南部が潮水に浸されて稍低地となり、東濱の地が滿潮時には島嶼となつてゐた當時から、次第に東部に膨張して來たもので、其分立の年代は正確でないが、小笠原氏領土沒收前後であつたものと思はれる。即ち小笠原長圓が兄長胤の領土沒收、半知四萬石を興へられ、依然中津に居城した元祿十一年以後の事である。長圓は新任當時は大に藩政の刷新に精勵したが、遺傳的放縱性に加えて蒲柳の質であつた爲、所謂鬱氣の病と稱する。今日で云ふ神經衰弱を起してしまつたので、藩士は大に其の健康を案じ、元祿の末年に至り病氣保養の爲東濱村の東部海岸の松原に離亭を築き、室内は名畫名器を以て裝飾し、歌舞管弦の享樂的施設利す處なく、更に蠟燭、大塚の濱を堀り、堀川運河を開鑿して、城内北門から船を裝うて直ちに此の離亭まで一直線に通航し得る様にしたものである。此海岸は今の大新田字お池洲と稱する廢池（三十頁寫眞參照）で、浚渫工事をして船溜場に仕上げたのである。現在でも大新田の海濱は遠淺となつてゐて、東田尻の濱から西米山新開に至る灣入した砂洲となり、白砂青松相映じ、風光頗る明媚である（七十二頁寫眞參照）が如く、二百余年前は更に自然の風光が今日以上であつたもの

で、都塵を遠ざかり實に遊仙の神境であつたであらう。此處に江戸吉原の全盛小繁を身受して來て、長圓の枕席に侍せしめ、且つ士民の容色あるもの數百人を召して日夜宴遊を事とした。由來小笠原氏時代は樋田荒瀬井手の如き大土木工事を行ひ、大新田の埋立、其他新開工事が起り、又鳥原の乱、鳥原城受取等の兵革もあり、時は元祿時代天下を擧げて風俗の頹廢甚だしき際だつたので、一般士民の氣風が豪奢放逸に弛緩してゐたのに加えて、小笠原氏は殊に新參浮浪の家來を多く集めたので、其藩士が入國以來放縱に失してゐたので、之を獨り藩主の罪に歸するのは氣の毒な譯で、隻手よく狂瀾を既倒に支へる事は出来なかつた譯である。さてこそ長圓が改革の困難に悶てて神經衰弱に陥つたので、凡庸の長圓としては結局棄鉢的に放縱になつたのも無理からの事である。

かゝる程に藩費多端にして國用給せず。士卒の祿多くは遊蕩の費となり半知だも與へず、老臣飛田勘兵衛、上原十右工門、重松嘉兵衛、和田與右工門等政を専らにし、國費を撥くるを名として、定免に四分八厘の上免（特別税）を課し、更に商品、工作品に重税を課し、且つ元祿十五年以來新に紙幣を發行し、年々其數を増せしかば、終に天和の時と同じく、紙幣の市價は二分七厘に下落し物價大に騰貴し、人民の困窮怨嗟の聲道路に盈つ。之に於て老臣等相議して之を長圓に訴へ、寛永二年九月大に奸臣を糾彈す。土肥左仲等數十人を追放し、飛田勘兵衛等數人を捕へて獄に下し、翌年十一月終に之を誅す。かくて稍改革を行へりと雖も、人心既に腐敗し國力復衰弊し、且つ長圓の奢

修依然としてあらたむる處なかりしかば、賦役益々重く民誅求に泣けり。然かも内には江戸、京都、大阪、長崎等の藩債大に増加し、又如何ともすべからず。之に於て領内津民組の正木山、今津組の如水原及び敷田組の糸口原等の材木數千本を伐採して、之を備前の商人に賣り諸藩債を償ひしも尙足らず。更に領内神社の境内にある老樹を伐採して賣出せしかば、怪しむべし。工夫等奇病に罹りて惱死するもの多くかつ妻子に至る迄多く災害に罹るの風説頻りなりき(拙著下毛郡史一〇六頁)こんな風で小笠原氏の末年に至つて大新田村の一部が開發されて來たものであるが、一村として成立したのは何時頃であるか明らかでない。拙著沖臺水利沿革誌によれば、天保四年幕府「御勘定所御間合指出候下書」の寫に東濱村の項に、次の様な但書がある。

當時枝郷大新田村と二村に相分居候へ共、郷村帳には東濱村に御座候に付一村に相認申候
即ち天保四年迄まだ中央幕府に對しては一村として認められてゐなかつた譯であるが、中津藩内では左記の通庄屋が任命されてゐたものである。

寛政六年 庄屋彦四郎 明和五年 庄屋彦四郎 天保四年 庄屋重松利兵衛 井手庄屋勘兵衛
嘉永六年 庄屋重松理兵衛 井手庄屋勘兵衛 安政二年 庄屋重松利兵衛 井手庄屋勘兵衛
理兵衛は利兵衛とも書き、勘兵衛は勘米とも書いた様である。
大新田の石高は天保四年幕府へ「指出候下書」では東濱村に枝郷大新田村を加えて

高千二十六石六斗三升四合九勺

内百二十一石一斗六合五勺

改出高

十石四斗三升五合

永荒溝成高

となつてゐるが、之は藩がインチキをやつた譯で正確でないが、維新直前の頃の高としては東濱が千百五十石位で、大新田は次の様に書上げられてゐる。

一畝七十二町一反一畝十七步

高五百四十七石五升八合三勺

内畝八反八畝七步半

新出畑分

一石三斗七升二合二勺

畝二畝二十步

高二斗二升

畝四十八町六畝廿二步

田方

四百七十一石五斗二升二合一勺

畝二十四町三反四畝廿四步

畑方

七十五石三斗五合六勺

田方斗代

中 田 一反ニ付 一石三斗

下 田 " 一石一斗

下々田 " 九斗

畑 方

下 畑 一反ニ付 四斗

下々畑 " 三斗

一惣家數四十二軒

一惣人數百六十三人

内九十五人男 六十八人女

一大新田外廻土手長千二百七十間

西土手三百四十七間 北土手六百間 東廻へ土手三百三十三間

重松良之助氏所藏の文書に次の様なものがある。

勤役中父吉忠、前斷の如く當村東反甫三拾余町之御田臺年々干損にて不熟の難溢に付舞手川堤大碇願濟御普請成就に依て、其愁無之、後年に至る迄公私の御爲、實に役中の仕置、從上御褒美有之、

御役儀嫡男重松彦八吉勝へ相續被仰付、依之舊宅家督等右へ譲り、八男勘兵衛と別家す、時に文化八年午十月廿日卒 六十四歳

五代目 重松勘兵衛吉次 父吉行と別家 妻佐野親政の娘

父百行勤功御賞に依て被召出、吟味役被仰付、數年相勤、老年に及び首尾能御免御褒美頂戴、其後大井手庄屋後見被仰付、是亦十數年相勤、猶亦小倉御領宇ノ島漁人御領分今津漁人共出入一件御公訴の砌下濟取扱被仰付精に付、永々庄屋上席御臺所御年頭御禮可申上旨蒙仰候云々

此の文書の彦八吉勝が天保時代の庄屋利兵衛で、別家した八男勘兵衛が井手庄屋となつた勘兵衛で此の頃重松家は二軒となつた譯である。そして父吉行が明和時代の彦四郎で、寛政年間の彦四郎は吉忠であらう。

此の彦四郎吉忠が此の文書にもある通舞出川堤大碇を願出て、現在小楠小學校前の一ツ松川が自見川の河底を舞出して東濱に上り、東濱反甫を迂回して大新田に入る井堰を修起し、村民と共に之を完成した人で、此井堰により大新田の東反甫三十余町が水田として發達したものと稱すべく、之は寛政時代の人と思はれる、従つて大新田村が獨立庄屋を置かれたのは此の寛政時代で約百五十年前の事はなからうか？ 而して此時代迄は干損も多く大新田住民の多くは漁業を主とし農業を副業としてゐた様で、重松家から長洲や小祝へ婚姻を通したものであるし、宇ノ島、今津の鯛喧嘩の仲裁もした處を

見ても漁業界に顔が買れてゐた事が明らかである。

一方大新田村に於ける唯一の寺院として存在せる日蓮宗秋月寺の過去帳を調べて見ると

享保十七年八月 堀切新三郎妻

元祿十三年三月 大神幾平先祖

正徳五年正月 古屋佐四郎

の三名が筆初めとなつて居り、寺は元文元年(百八十八年前)に移轉したと記してゐるが、一方には

寶暦元申十月七日 到岸院宗元日悟

當山地主開基大旦那紙屋又三郎の事

明和五年五月廿五日 苔岸院秋月日觀

當山中興大旦那 木村權兵衛定節の事

とあり、寶暦は百六十六年前で明和五年は百六十三年前に當る様で、勿論獨立以前から寺院はあつたとして差支ない譯で、上記記載の姓氏は今日の住民にない様だから、先ず大新田の獨立は百五十年内外として差支ない譯である。

更に明治廿四年の土地臺帳に在る字名は次の通りである。

壹番通(いちばんごうり)、二番通、三番通、四番通、五番通、六番通、七番通、八番通、九番通

十番通、十一番通、十二番通、高無(こうなし)、大法寺山(だいほうじやま)、濱田(はまだ)、大道より北(おほみちよりきた)、大道より南、廣澤(ひろさは)、大土手(おほどて)之を安永九年の東濱村迫並帖にある字名と對照して見るとかうなし、土手、濱新地

等が關係がありそうで、現在の東濱とは

上演、下濱、今新地(本字)、一番通、二番通、三番通、四番通)

等が關係しそである。然かも一ツ松、宮夫の字名とは何等の連絡がない處を見ても、東濱、大新田の兩村が其成立に混淆してゐた事が明らかになる譯である。

最後に現在大新田の住民氏名を掲げて、此節を終らう。同姓の頗る多いのは明治維新戸籍法實施の際恰も小祝の如く近所隣りの好みで皆一緒にした關係であらう。

△大新田姓 藤太郎、喜久司、一二、巖

△橋本姓

俊治、菊太郎、幸三郎、榮松、豊治郎、七藏、保太郎、幸松、庄太郎、市三、孝米、茂市、千吉、政治郎、直記、兼藏、吉次郎、善治、芳雄、藤一郎、策男、吉郎治、長作、平藏、喜太郎、タツ、柳三、辨治、勳、玉雄、小ハル、圓二、作造、重利、トシ子、房吉、フサエ、三治、俊治、義政、

勝好、銀十郎、清市、長市、千歳、三芳、良吉、萬藏、年雪、春次、清五郎、喜久男、伊佐藏、鷹司、半可、米藏、又次郎、孫市

△今富姓 清之助、鐵造、音次郎、八郎、吉九 △長谷川和十郎、策郎

△林 茂十郎 △戸出利宗治 △西岡 市藏

△徳永姓 三平、繁太郎、嘉三、壽市、ヨツ、新吉、權藏、與四郎、久治、猶二、忠次郎、利秋、策

治、計衛、ツルエ、政美

△大神姓 久吉、幸三、六郎、藤太郎、小市、津藏、小十郎

△岡 文造 △岡田 カメ △和才 タノ △神尾柳吉、忠夫

△加來姓 由平、周太郎、多滿藏、繁治、増雄、長治、マツエ、カジ、重久

△田中新三郎、順太郎、ムメ、幸市、淺治、健吉

△竹内姓 寅三、源市、竹松、鶴松、勝三郎、助二郎、壽吉、作治、宗雄、覺好

△多末 義太 △津々見タツエ △中野熊治郎、由太郎 △中村乙吉、保

△植山 秀藏 △野中 芳松 △松本藏吉、傳七、傳十郎、雄二、勇吉

△孝月 金藏 △小林富士丸 △秋吉 藤作 △荒川 新

△堺 市郎 △衣川末次郎、彦次郎 △城井 一郎 △木村虎十郎

△宮崎姓 新一、珍郎、齊藏、武十郎、孫藏、熊次郎、留次郎、俊雄、八郎、龜太郎

△重松姓 良之助、壽作、善治 △新田清吾、勇夫、唯男、佐太郎

△新開 金藏 △槻見 キナ △清水 滿雄

△東姓 辰藏、龜太郎、八藏、長吉、柳吉、慶治郎、徳治、金藏、壽太郎、長三郎、リョウ、圓吾、榮三郎、爲策、繁次、武郎、一二三、龜太郎

第七節 金手の發達

金手に就ては前に記した様に此地は往古自見名の發達した跡で、次で蠟瀬氏が根據を据え、天正年代迄相當に發達して來たのみならず、蠟瀬氏と懇親の加來氏も茲に勢力を植え付けてゐた様で、今も角銘と云ふ字があり、之は加來名の轉訛せるものなる事は、自見氏、加來氏の關係から云つても然るべき處で、又蠟瀬氏は大畑城が野中氏に圍まれた時、數十騎を引具して赴援してゐる處を見ても、此角銘が加來名たる事が想像される譯である。然し此の金手地域は第四圖で示す様に五百年前は山笠川の舊川口即ち一ツ松川の上流として深田の多かつた事は、今も深町、東深町、川久保等の地名のあるのに見ても証せらるゝ譯で、然も蠟瀬氏、加來氏、池永氏等の戦乱渦中に投せられた此地方の農耕地

が如何に荒廢せるかも想像し得る事で、堀瀬氏の堀瀬川原に轉じた後は小笠氏の非政、奥平時代の凶作等に累せられて、年々衰亡して來た事が察せられる譯である。然し此の金手地域は大部分池永に屬し、其他湯屋、永添、宮夫、一ツ松、牛神、堀瀬、萬田等八ヶ村の野末を切り取つて天保十三年に區域を設定したものである。金手に元沃地があつて、相當の住民が群居してゐた事に付て左に二三の記述を試みやう。

第一金手地域から古代の縄文や土器、祝部土器を多く掘り出した事である。中津市農會神尾技手は本村牛神の人で、此附近の地を所有してゐるが、先年自家の畑地を掘り下げて水田に開墾した際、多くの土器を掘り出したが、考古學上の參考にしようと思ふ野心もなかつたので、皆砂礫と共に捨て、仕舞つたと云ふ。然し今でも附近の畑地を三四尺掘り下ぐれば土器を發見すると云つてゐる。即ち之によりても古代原始民族が、此地方に居を構へてゐた事があると云ふべきで、桑滄の變は僅か五十年百年で驚くべき變化を齎らす事は、前にも度々記した通りだから、此土器發見はさもあるべき事だと思ふ。

第二に天保十三年金手村創設の際三軒家があつたと云ふ。其三軒家中の一軒だと云ふ一ツ松の松本氏は島津七右工門の末裔だとの事である。然るに現在金手の墓地に七右工門の墓石があり、其他天保十三年以前の墓が次の様に残つてゐる。

寛政二戊八月十九日	安政四年	天保三年
釋 順喜	池永虎平 婦	釋智了位 寛政十一年歿
安永子五月廿七日	弘化二年	七右工門 安政元年歿
	文政三年	德 平 安政六年歿

即ち天保十三年以前の墓石が六本も明らかで、其他不詳のものも數本あるのだから、金手の三軒家が百四十年前の寛政年間から續いてゐた事が証明されるではないか。然も八十年前の天保年間から三軒家が現在の五十六軒になつたとすれば、逆に、天保年間から六十年前の寛政年間には、三軒家が三十軒家であつたかも知れない、現に宮夫村の如き明治三年には廿戸であつたものが、六十年後の今日には十七戸に減じてゐる。地の利を得ぬ區域が時代の推移によつて移革する有様は、之でも想像し得る事であらう。

第三に金手の字名を調べて見ると現在の通りになつてゐる。

天ツ丸(ひらつまる) 井ノ坪(ゐのつば) 角銘(かくみやう) 外和元(さたまもと) 根野(げづの) 片福(かたふく) 森元(もりもと) 戸田(とだ、前はこてだど云ひし由) 深町(ふかまち) 矢拔(やぬき) 四反田(したんだ) エギ、十手(じつて) 水流(みながれ) 川久保(かはくぼ) 金冷(きんびやし) 八反田(はつたんだ) 東深町(ひがしふかまち) 西一丁田(にしいつちやうだ) 此内金手の三ヶ家のあつたと云ふ中心區域は字水流である。此水流の西北に共同墓地がある。然し

て角銘は一ツ松の角銘と二部に分れてゐて、深町も宮夫と接して二部に分れたもので、牛神の自見は金手に接してゐる。此事實から金手の往時の密聚部落は、角銘の深町邊にあつたものと思はれるので夫より一は水流附近に移り、一は前にも述べた様に現在の宮夫、一ツ松、牛神部落の方面へ移轉したもので、往古は牛神、一ツ松、宮夫、金手が一部落として此の金手区域内に居住してゐたもので、夫が此の四村の原住民であると云ふ事は、論理上正しいものと云はねばならぬ。

第四になせそんな事を云ふか、地方がそんなに一度繁榮したものが、荒廢する理由が分らぬと云ふ疑問に對し、地方の農政が不行届で又饑饉が多かつた事に付て、文獻によつて調べて見やう。拙著下毛郡史から抜卒しても延寶年間(二百五十年前)旱水の害が頻出し、穀果實らず餓孚道路に充ち、領内を脱して他國に退轉するものが日夜絶えなかつた事が記され、又貞享年間にも中津城下法性寺の住職基外和尚は、國家の危急、民生の慘狀を歌に作つて、小僧沙彌に歌はせたと云ふから、相當に百姓が困窮してゐた事が知られる。次に元祿二年にも所在の農民が中津城下に集つて救を求め、士家、町家、寺院等は多く粥を煮て施與したが、窮民の四方から集るもの道路に充ち、日々餓死するもの數百人に及んだと記されてゐる。奥平氏入國後有名なものに享保子年の凶作がある。此年は虫害が甚だしかつた爲、十萬石の中津領内で八萬五千俵(約四萬石)の損害を見たと云ふから、随分酷しい凶作と見なければならぬ。鍋島、伊藤田、赤尾等に百姓一撥が起つたのも此時である。之より先百姓一撥

としては享保元年にも佐知大庄屋佐知右工門が、小笠原藩の虐政に就て、小袋農長又兵衛と謀つて幕府に強訴を企てた事があるが、此原因の一部には勿論小笠原氏驕奢の爲かれん誅求の甚だしかつた爲もあらうが、凶作飢饉などが其動機となつたものと考へねばならぬ。降つて寛保三年九月には中殿島田の農民が家を携へて退轉するもの多く、延享元年には宇佐郡松木組島越村の百姓三十人が他領に走り、同貳年十二月には更に數十人が島原領に退轉したと云ふ。中津町内には捨子が多く之を龍王の非人に與ふる布告が發せられたのも此の頃の事である。寶曆八年も凶作で上下困窮した様で、天明四年三月には藩主昌男が領内を廻つて窮民三千八百餘人を録したと云ふ。此の天明年間の大飢饉では、藩札を咬へて阪手隈に行倒れた百姓もあつたと傳へられてゐる。又寛政四年七月には中津市内の商民が博多町倉橋屋及豊後町新屋に會合して、將に官府に強訴するの舉に出でんとし、物情頗る騒がしかつたが、之も數年來の凶作で米價騰貴の爲であつたと云ふ。此年八月日田郡の支配所にも百姓一撥が起りかけたなどの事もあつた。宇佐郡赤尾村の庄屋赤尾丹治が一撥を起して、宇佐、下毛、築上郡に迄騒擾したのは、文化九年二月の事である。更に天保七年八年は凶作の爲物價騰貴し、窮民は精糠、穀稗、ゑびら、葛根、竹實等を常食とし、食に適する草木は根葉莖稗を盡して食ひ、田螺、ガマをも食つたと云ふ。藩廳は倉庫を開いて米千石を販はし、寺院豪商などは粥を煮て救つたさうである。

河原田様のタブの木は、坊主となりて人を救くる

と云ふ落首があつたのも此時で、此河原田様は萬田の村社であるが、大貞地方では「大貞山の」と云ひ、其他地方々々でこんな俗語が流行つたと云ふ。更に嘉永四年には大洪水の惨害があり、從來頻年の凶作と相俟つて百姓大に餓えたが、藩廳は三度までも倉庫を開いて救助に努めたと云ふ。之が嘉永成年の凶作である。

以上文獻に傳つた丈でも如何に農政が不振で凶荒が多く、百姓の退轉田野の荒廢せるものが多かつたかが知られる譯で、從て金手が大に榮えてゐたのが三軒家に迄衰頹したと云ふ事實は充分に想像される譯である。

さてこうして荒蕪地となつた金手地域の開拓に對し、天保年間藩主奥平昌獻が大に移住を奨励し、新に移住を願出づるものには銀六百匁(内五百匁家屋料、五十匁農具料、五十匁種子料)を給し、又領主から開墾御加勢として戸役二十人を免せられ、且つ金手の區劃を定め八ヶ村の野末を切り取つて其區域内の所有地を有する農民で、金手に移住せぬものからは、其所有地を沒收したと云ふ。金手と云ふ地名は中殿から金手を過ぐる道路が、金手に曲つた處があるから名付けたと云ふ口碑もあるが、寧ろ八ヶ村の野末を矩形に切り取つたので、金手なりの地形となつたから名付けられたものであらう。今も金手字の境界は四方とも大抵一直線をなしてゐる様である。即ち金の手なりに區域を定めたらから金手と稱したのである。こんな風で次第に人口も増加して來たが、其内三軒家と稱する往古からの住

民に對しては、移住料の下賜がなかつた代りに御用捨米と稱して租米を用捨したそうで、一般に耕馬を購入するものには銀百匁を貸與し、年賦償還せしめたと云ふ。之は宮夫の記録中にもある通りである。之等の新移住者が藩主昌獻の徳を頌して其靈を祭つたのか侍從宮で、之は昌獻が侍從に補せられてゐたからの事で、後年鶴市を合祀したのは例の神官の小刀細工である。

さて金手の石高に付ては維新前僅かに二十年に満たぬ新村だから、別に記録がない様で現在相當の耕地が開け、左記の五十六名が居住してゐる。

◎西組十七人

松垣 勝造	松垣 一郎	松垣 六郎	松垣 峯松	恩塚龜太郎
恩塚 久市	恩塚 偵治	久恒興九郎	諏訪 牛松	末廣増太郎
永添 源吾	福成ハルミ	若竹 市造	友松 ヨシ	山本 吾平
江本 四郎	清水勝次郎			

◎金冷組十二人

植山 政喜	植山 猶吉	植山 兼松	久保久米次郎	松本 寅造
一宮 廣治	宇留島長治	恩塚 芳米	宮 夫 肇	中尾 清市
永岡 徳市	瀬口百太郎			

◎戸田南組六人

大塚藤太郎

小倉 次造

中野 眞治

小倉藤太郎

小倉 傳多

久恒 フジ

◎戸田北組六人

久保 武

久保 保郎

下川部 忠

小倉 時雄

伊藤 久雄

川村 磯治

◎枳野組十五人

中野 仲市

中野 政雄

中野新太郎

小畑芳太郎

小畑 淺治

小笠庄太郎

小笠 徳郎

福川牛太郎

福川 恵吉

黒下 忠次

大塚秀次郎

宇留島八郎

中尾 惣市

吉原 律造

荒田 源治

處が安政十二年の文書に金手村庄屋久保新内があるから、天保後久保家が庄屋となつたものであらう。此庄屋は維新まで續いてゐた様である。

第五章 維新前の風俗

風俗史の研究は中々困難で、其變遷は多く爲政家の態度に依つて刻々に轉化するもので、然かも新風俗が所謂モダン連に依つて代表さるゝと共に、舊風俗も頑固者流に依つて依然として殘されるのでそれが統一した風俗と認めらるゝまでは相當の年月を要するが、然かも或事實を拉へて、之を此時代の風俗と斷定しても、前に述べた様に夫が最も進める特殊の人に依つてなされたものが、尤も遅れた特殊の人に依つて行はれたものか、明らかでない爲、暗中摸索の結果に終る事もある。又居は氣を移すと古人の云つた様に、地方の風俗は其住民の思想を支配するものであるが、一方からは志のある所事遂に成るもので、思想は遂に現實を變動せしむるものである。茲に物心双關の理もあるのだが、此の志と云ふ事即ち思想と云ふ方面になると、其影響はどこから來るかも明らかでなく、偶々一人の新人が遠隔地で新しい思想を吸収して歸郷すれば、其思想を郷土に於て實現したくなり、茲に一人の努力が生れ、次第々に其努力が波及して村内の新風俗が生れる事にもなる。かくて守舊派と革新派とが精神的に形體的に小葛藤を繰り返しつつ、風俗は變遷する譯で、何年何月誰某が死んだとか、何年何月鐵道が開通したとか云ふ風に政治史的に劃然たる記述は出來ぬものであるが、以下著者の目に入つ

た資料を發表して臚ろげに維新前の風俗を研究して見よう。

第一節 農民の保護

藩政時代に中殿。烏田の百姓が生活難の爲に家を携へて他領に走つたと云ひ、烏越村の百姓三十人が亡命したと云ふ様な事實から考へて、地方住民は凶荒の爲種々の保護も行はれた様であるが、先づ百姓の移動に付きごんな取扱をしてゐたかに付て宮夫庄屋古野家の文書に次の様な記事がある。

一、嘉永七寅、卯助歸り百姓御願被仰付、牛代三百目四年賦、農業料農喰麥三斗。九いち、玉五郎。大小麥六斗

即ち一時亡命してゐたものが、再び村に返つて百姓となれば、年賦償還の方法でこんな風の保護を加えてゐたものと思はれる。然し又フデとか名子とか云ふ風に一時零落した百姓が、元の御百姓に返る時の場合かとも思はれる。

●慶應二寅二月

一、銀札九十六匁

一、七十匁

農具料

一、大小麥九斗

下され候分

宮夫村入百姓多工門

一、札五百目 家作料六ヶ年賦

一、同五百目 但六年賦

一、同七十匁 農具料

一、大小麥壹石貳斗 農喰

二、同五百目 但家作料五年賦 寅より午まで

一、同百五匁 粃種子料

一、七十匁 農具料

一、大小麥六斗 農喰

一、同五百目 但五ヶ年賦 寅より午まで

覺 八

右之通寅四月被仰付候

此記事にある入百姓と云ふのは、他村から入つて來た者であるが、其入村の當時之丈の保護を加えられたのである。大小麥農食とある處から見ても、常食は麥のみであつたとも考へられる。此記事にある五名全部入百姓か、始めの一人丈が入百姓か不明だが、家作料など年賦償還の方法で貸下げてゐたのは、今日の市營住宅拂下方法等の源をなしたものらしい。更に土着民の經濟的保護に就ては次の様な記事がある。

一、天保十二年牛八月大風にて居家損て□助百目、用工門百目、度助五拾匁、伸助に相渡
即ち大風で家屋の損じたものに家作料を給してゐたものと見える。

二、同(嘉永八) 外村方御仕組願上る。宮崎今永取調にて銀札三貫五百目五ヶ年賦にて返納被仰付候

病難御救大小麥二斗秀助、壹斗八升吉野後家、三斗伊平。十月二斗四升伊平に御救被仰付候。新助火難の爲貳百目外に六十九匁被仰付候に付相渡

一、病難願、新平、秀助、順藏、喜平、義助、新助、權六、貞工門、爲工門（慶應四辰六月）

こんな風で病難、火難等の災厄に罹つたものには特別の救助が行はれると共に、村全體の建直し方に付て藩府より銀札を借出してゐた様である。

一、萬延三年御仕組願柏御拜借御願書認め御銀札拾五貫目壹步壹厘にて被仰付、御手形にて御返納藩府の貸出金は月壹分壹厘だつたと見える。之が低利救助の意味だから、一般の貸借が如何に高利であつたかを想像すべきであらう。

一、慶應二村方御仕組として粕肥御拜借被仰付候儀、銀札拾五貫目、内七貫五百目十二月廿五日御渡に成、七貫五百匁卯正月十七日御渡、五貫八百目新田彦四郎粕取、壹貫七百目塩屋粕代なり。

是は組中願外にて金手宮夫兩村斗、尤入物儀は蠟燭清藏三石五斗入與工門出す事

此の粕肥は前の記事にある糟と同様だと思はれるが、糟は豆糟か菜種糟か鯉糟か不明であるが、多く鯉糟であつたと思はれる。

一、御領中御仕組にて萬人講御仕立として壹人前拾匁づゝ

一口久平 二口萬平 一口半半平 一口順藏 一口作郎 一口勘次 一口兩工門

一口義助 一口覺工門 一口久平萬助 二口徳三郎 一口貞工門 三口喜八 三口彌八

一口秀助是は懸講 同權六 同新助 たかへ懸講

是は今日の無盡又は頼母子講の様なもので藩府の許可を得てやつたものと思はれる。

一、銀札三貫五百目年賦御拜借被仰付候。先年の通百目卯助、百目覺工門、百目源六、三百目權六、三百目儀助、百五十匁郡平、百六十匁新助、百六十匁吉工門、百五十匁喜平、八拾匁勘次、百匁順藏、百四十匁新平、百七十匁義平、九拾匁作郎、三百匁秀助、百目岩工門、百九拾目半平、七十匁多工門、百五十匁兩藏、二百目徳三郎、二百目久平、二百目喜八

一、種子料八拾目づゝ相渡。源六、權六、儀助、新助、吉工門、喜平、順藏、新平、秀助、岩工門、御救人數四十一人 廿六人 不印 十五人 口印

碓灘？ 七斗八升 沖三斗 壹石八斗

第二節 戀愛問題

藩政時代の農村に於ける戀愛問題は概して放漫に付されてゐたので、村の若衆が村の娘を管理する

ど云ふ風で偶々或る若衆と娘どが意氣投合すれば、一同が之をみとめ結婚生活に入ると云ふ風であつたのであるが、茲に特殊の例として墮胎事件私生兒認知事件の一記録が残つてゐるから、左に掲げて其一斑とする。

●乍恐御敷申上口の覺

一、私兄傳助と申者、先年病死仕、姉義は御城下にて子供相手に洗濯物等仕、中間町わ借宅仕罷在候に付、壹人の伴は私養子に仕引取罷在候、姉娘は母一同其日稼にて相暮居申候處、隣家へ上唐原村甚藏と申者は疾く死去仕、伴齊治郎と申者、當時針醫者久松一庵様御弟子にて齊庵と相名乗、母と不筋のよるべにて、御中間順助と申者と夫婦に罷成、是又同町へ罷在候に付、右之者方へ齊庵義も同居仕居候所、此者右娘わ密通懷妊と罷成候て、最早臨月前に御座候所、右順助方より少々出札可致候間療治（墮胎手術の意）致吳候様申候得共、月數も相重り其上前以懷妊の節も、同人より療治被致候に付、此節又候右様之儀御座候ては、自然一命にも可拘哉と、其段は及斷申候處、上唐原村泰藏と申者塩町へ出稼仕居候て、此者才配にて齊庵義は遠方へ滞留に差遣候由、順助儀當時に相成候ては、一向取繕不申不法の事ども申付候に付、追々出産仕候ても自分相對にては落着不計、當惑至極奉存候。ケ様の義を御約介罷成候段は甚恐多奉存候得共、右齊庵早々呼返しの儀被仰付、出生次第順助方へ引取方、被仰渡被下置候様仕度奉存候。後家の身分にて晝夜安心不仕類に相款候

所より、不得止事此段私より御敷申上候

以上

文政十三年寅閏三月

東濱村 快 助

此の結末はどうなつたか不明だが、此文書で見ても、墮胎は藩政時代公認の風俗であつたものと見え、又野合の仕末に付いても別に結婚を求むる権利もなかつたものと見え、單に生れた子供を引取れとのみの交渉をしてゐる様である。

更に戀愛事件ではないが古野文書に次の様な記載がある。

●慶應三年六月五日の日記

一、當村新平娘シヅと申者、近來氣分不相勝觀共にて氣、付組合へ田植に罷出草休相休候所、夜半に宿元を抜出候に付、村中手を分け相尋候得共行術不相分、御川上池永村重藏より字大法寺池へ相溺居候段、爲知有之候に付、早速村中にて新平親類の者召連見分仕候處、右シヅに相違無御座、未だ温りも御座候に付、宿元の連歸り療治等仕候得共、不相叶死去仕候。此段書出し右御届申上候間、御同意奉願上候。依之乍恐御届書御指上候也

村 役 人

之は今日で云ふ身投で死亡した問題の虚置を村役人から藩府に届出たものである。娘の立場から云へば失戀か何かで神經衰弱でも起したものであらう。

第三節 民事諸問題

土地所有權は藩府にあつたので、今の様な地籍もなく、又維新後に定められた地籍もなかつたが、凡て慣例に據て村役人立合の上之を認めてゐた様である。そして其賣買や質入書入に就ては村役人の同意を得てゐたもの、様で、東濱文書に次の様なものがある。

◎指出し申一札之事

二、私所持屋敷上畑拾歩三所、先年脇方へ質物に預け置いて、其後受返申候所。右証文紛失仕申候。然所此節又々右屋敷脇方へ質物遣し申度奉存候所、古証文墨引に不相成候ては、新証文出来不申候由御尤に奉存候。依之右古証文脇方より持出し、何角と申者御座候は、私共急度埒明の申候、村役人中へは少も御難義掛申間敷候間、此節新 文御印形被成可被下候様、御願申候。爲後日仍而如件

享和二年戊二月

東濱村屋敷主清 助印

同村受人 磯四郎印

同村 役人衆中

即ち土地の質入書入に就ても村役人の印形を貰うことになつてゐた様である。又古野文書には次の様な記載がある。

◎巳二月御觸(明治二年)

一、近來田畑値上りにて種々不實之旨多く、嘗御時勢不恒、御手數御約介に相成不備之事候。御以後証文面之外、無正據之申立て一切御取用無之、右之通相心得可申候。
二、右証文を御質人之分地所引渡しの上にて書面名達にても、其証文年限を以て可致差圖事、但外に儘成添書にても有之分は格別、其無正據申立候は一切御取用無之事。
一、屋敷地永代譲り方、其後買主にても田地開發いたし候處、田地永代賣は不相成趣を以て、受季申立候ても、開初屋敷地にて永代譲り不相成砌、双方納得之上譲り渡し之義にて、村役人印は証文前有之上之受季之儀は、御取用無之候。

一、田地を屋敷地致度所より、双方納得之上永代譲受願之上家作之所、右之内屋敷殘有之田根付致度候處、地主受季申立候分も、屋敷地にても永代譲りの証文有之上は、受季御取用無之事

一、田地質屋正文内緒有之。地主名面替之爲譲り渡分年月隔り。右正文印形之者も死去等を見込、元地主が受季申立候ても、正文に村役人共印形有之上は、御取用不相成、尤右正文名面替等無之は正文面の外御取用無之事

一、田地質屋正文の中地主之身上窮に迫り候所より不相應の借用宛又は□□儀にて双方懇談の上永代譲り賣渡、不法正文を申立受季願出候ても、双方御法相背候儀にて御取用無之事

以上は明治初年の記事だが、之でも藩政時代の土地の賣買、屋敷地の保護等の状態が想像されるであらう。金銭貸借に付ては東濱文書に次の様なものがある。

●借用申錢之事

一、八拾文錢三百目は

元錢也

右之錢只今儘に借用仕候處實正に御座候。然上は來寅十月限三割加利息、元利共少も無滞御返濟可仕候。此錢之儀格別之儀に御座候間、無如在急度御返濟可仕候。爲後日借用證文仍如件

延享二年丑閏十二月

東濱村年寄 助右工門印

同 市兵衛印

同 治右工門印

同 同村庄屋 甚四郎印

之は特別の村錢などの借用証かとも思はれるが、借用証文の一例として掲げた譯である。次に權利利益に關する民事問題として左の東濱文書がある。

●乍恐御内意奉願口上之覺

私儀去る文化三寅年、土白座奉願候上、被仰付難有奉存候。其の節大新田村善藏と申者、土白座願出候處、私儀に被仰付候事故、不被仰付候。尤右之方へも仕入等仕候事にて難溢願有之候由に付、

私に及對談に候様被仰付、仍て對談仕候處、近村五ヶ村程も仕候様申聞候へ共、夫にては内々難溢之儀も御座候間、三拾挺程も仕度段申聞候間、右之通内談相濟候。仍て當人よりも三拾挺に限候越御役所へ御受書差上申候。尤御冥加銀百目私上納候て内拾五匁右申者より相納させ申候。右善藏三拾挺に限り被仰付候事故、若其餘も致候様承はり候はゞ、書出候様被仰付御座候に付、内々相調べ申候處、既に其年も五拾挺餘も仕候に付、其段申上候處、何れにいたし相調べ候哉の御尋ねに付、大新田村善藏仕入と申土白に書付有之候を、村々にて相調べ申上候と申上候處、以後被仰付候通り可被仰付の趣被仰渡候。其後は年々白に書付不仕様に御座候。私儀も早春より任入任候事故、何卒御慈悲の御筋を以て、先年被仰付候通、三拾挺に限り被仰付被下置候様任度、此段乍恐奉願候以上之は土白製造の權利侵害に對する防衛的願書である。大工としてもこんな特殊工業まで夫々特權を持たしてゐた様が明かである。

第四節 刑事問題

百姓其他庶民の刑事々件はどんな風に取扱はれてゐたかに就て、二三の例証を掲げて見よう。寶曆貳年の在中御觸書に次の様な記事がある。

●申渡す覺

高瀬村庄屋新兵衛へ

上垂水村庄屋治 作へ

下垂水村庄屋文右衛門へ

新魚町桶屋平藏と申者、兄嘉工門運上腰札を掛け、右村へ罷越輪替致候由相聞候に付及詮議候之處相違無之候而被仰付候は、庄屋許へ罷越腰札引合賣買可致候。若無斷賣買致者有之ば御領分のものは押置可申出旨申渡候所、無其儀度々居村へ入候儀油斷致度々の事に候、申付方も候へども御用捨を以て過料五百文申付候者也

六月

此御觸書の事は牛神の成立の章でも引用した様に庄屋、村役人等の責任は、今日の村長と巡査との仕事を一緒にした様なもので、司法行政全部に注意して責任を負わねばならぬ事になつてゐた様である

●

一、新魚町桶屋兄弟共に御用捨を以て青竹に被仰付候事

此青竹と云ふのは昔刑であらうと思はれる。桶屋の鑑札を持たず、兄の分を持つて仕事に従つた爲青竹で尻を叩かれたと云ふのも滑稽であるが、同時に當時の刑罰の如何に残酷であつたか知られる藩政時代農村の毆打負傷などは、刑事問題として大した處分も明らかになされてゐなかつた様であるが本村の如きは城下に近かつたので、やはり訟願を起す様な事もあつたと見え、東濱文書に次の様なも

●乍悉御款申上土口上之覺

二、私儀田畑壹町八反餘自作仕、召抱壹人餘相抱候得共、無人に御座候に付、居村私従弟藤五郎と申者三月より呼寄、作方仕入等仕候處、召抱壹人は當四月より病氣にて宿元へ引取、今以全快不仕御根付甚差支候得共、日々雇入等仕押々御根付等は仕候。然る處昨廿日之夜當村貞助、房右工門と申者共に右藤五郎を理不盡に打擲仕病臥罷在居申候右に付草手等にも不被出はたと差支當惑難溢至極仕候。何卒御慈悲之思召を以て宜敷被仰付被下置候様奉願候。右様の義御願申上ても甚以恐多奉存候得共前書御願奉申上候通り召抱兩人共に右の成行に相成候ては草手旁々甚指支申候間無據書付を以御款申上候以上

寅五月

款主 藤三郎

之は特殊の事情で御款申上げた譯で、一体に土民から藩府への願書は御款として所謂款願書の意味で差出したので、権利など今日で云ふ様な自由な意味は少しもなかつた譯である。一體領内限りの問題は簡単に片付いてゐたものだが、他領に關係した今津浦と宇島浦漁民の喧嘩の如きは、大新田の項に述べた様に、中々八釜しく、幕府の決裁を得る外ない様になつてゐた。又藩領と天領即ち幕府直轄領とでは、常に藩領が一步を譲ると云ふ風であつたので、次の文書の如き其消息を知る資料である御料豊後國日田郡財津村惣七用松村久兵衛御料豊前國下毛郡平小野村久八友右工門度右工門守實村

彌助樋山路村喜平右のもの共より中津御領東濱村圓助儀平に對し貸銀滯出入一件濟口証文の事

一、中津御領東濱村圓助同人弟儀平等一ツ松村儀平より申立者財津村惣七其外より口々圓助方に借用仕候儀相違の義も無之然る處先達中圓助留守中大勢罷越圓助弟義平方に催促として數日至滯留其内惣七彌助喜平圓助弟義平に對し惡口等致し土足にて踏込催促申掛り圓助弟儀平より不相渡品々手込に取出一ツ松村義平方迄持越候始末不法の致方元來圓助相對に借用致儀儀に付弟義平可存譯無之候處右體の取計其以甚得其意難何分其儘難差置其上土足にて踏込手込に入取致候譯御吟味奉願候段圓助外二人より申立候

二、財津村惣七外六人より申立には是まで圓助方へ金銀米錢衣類等貸渡置候處何分返済不仕候に付度催促申聞候得共今以返済無之私共銘々自分のもの貸渡候程の身元に無御座他方より借受取計候義に付先方銀主方より嚴敷催促在之申譯無御座候に付無據罷越候處折節圓助留守中にて御座候得共是ま催促の度々多分の手數も相懸居候義に付極々難澁の餘品物にても請取度旨義平に相斷持出候義に御座候土足にて踏込候儀は無御座候畢竟貸銀圓助より返済致吳候得右體之始末におよび候儀も有之間敷と奉存候乍併手込にいたし持出候儀不埒至極之段各様より厚き御利解之趣承知仕候ては今更相辨後悔仕奉恐入候何卒格別之御取計を以表向御吟味に不相成様重て御説申上候然る上は以來右體不法之儀決而仕間敷旨一同御証申候

右之通双方申立候に付取扱人より得と双方に和解申聞財津村惣七外六人もの共より東濱村圓助に貸渡置候借財筋之儘元來双方入魂にいたし相對に貸借等致來候末之儀此上出入立候ては意趣遺念等も相残り勿論聊之貸銀出入に付て御上に御厄介を奉掛候儀恐入候次第双方の爲筋にも不相成候間手込に持出候品々元々之通に差返し右借用元銀之内六分通圓助より差出、惣七其外貸方もの共請取て相濟し候様各様方より御和解之趣一同承知仕候間御取扱之通持出候品は元々之通差返し貸銀之内六分通銀子圓助より差出總七外貸方もの共請取之和談内濟仕候然る上は右一件に付双方申分無御座以來御願筋等毛頭無御座候依之濟口証文双方連印什差出申候處如件

天保九戌年正月

御料日田郡財津村百姓

總 七印

同村 組頭

仲四郎印

同下毛郡平小野村百姓

度右工門印

同村 百姓

友右工門印

同村 百姓

久 八印

同村 組頭

總左工門印

同村 庄屋

重兵衛印

守實村 百姓

彌 助印

御取扱人	日田郡藤山村庄屋貫平殿	同村 組頭	林右工門印
同斷	入江村庄屋圓平殿	同村 庄屋	鴻之助印
同斷中津御用達同	豆田町俵屋幸六殿	樋山路村百姓	喜平印
		同村 與領	初右工門印
		同村 庄屋	與平印
		豊前國中津御領一ツ村百姓	儀平印
		同村 年寄	源右工門印
		同村 庄屋	孫助印
		東濱村 百姓	儀平印
		右同斷	圓助印
		同村 年寄	久右工門印
		同村 庄屋	保助印

前書之通取扱和談内濟致し候に付濟口証文貳通相認拙者共奥書致印形双方に壹通宛相渡置申候以上
 戊正月

豊前國中津御領東濱村庄屋保	助殿	日田郡藤山村庄屋	貫平印
同	年寄久右工門殿	同	入江村庄屋
一ツ松村庄屋孫	助殿	中津御用達豆田町俵屋幸六印	圓平印
同	年寄源右工門殿		
御料下毛郡樋山路村庄屋與	平殿		
同	與頭初右工門殿		
守實村庄屋鴻之助殿			
同	與頭林右衛門殿		
平小野村庄屋重兵衛殿			
同	與頭惣左工門殿		
同	日田郡財津村與頭伴四郎殿		

即ち村民の問題には村の庄屋、興頭、年寄と云つた様な、所謂村役人が皆立合ふ事になつてゐたので、他村との關係、他領との關係など、如何に問題が八釜しかつたかが窺はれる次第である。

第五節 其他の資料

以上の外風俗史としてまだ幾多の項目があるが、充分な資料がないので次に二三参考資料を掲げる農事奨励の爲農民へは際々出精御褒美が出てゐた様で、古野文書の後代御用日記には次の通記されてゐる。

- 一、天保七申三月新平へ農業出精御褒美一〇五百文
- 一、弘化元卯正月卯工門伴新平へ農業出精御褒美五百文被下置候
- 一、嘉永四亥十月半平へ農業出精七百文御褒美
- 一、安政六年未五月覺工門へ農業出精五百文御褒美被仰付候
- 一、万延二酉年新助へ農業出精願被仰付壹貫五百文
- 一、文久二戌三月万平へ農業出精御褒美五百文
- 一、慶應三卯二月卯助へ農業出精願五百文被仰付
- 一、慶應三年卯六月五日覺工門、半七へ御褒美御渡と相成渡

一、慶應四辰六月半七へ農業出精鳥目五百文

一、同農業出精願、卯助へ五百文

以上は普通の褒美であるが、更に重松文書には次の様なものがある。

大新田村彦四郎へ

其方儀新堀濱御普請御成就に付、是迄掛り合中諸事出精相勤候、依之永々帯刀指許候者也

文政九戌年五月

蠣瀬組大新田村百姓彦四郎へ

其方儀以前も獻金致し、尙又去冬御出陣爲御用獻金致し、奇特の至候。依之生涯年寄格申付候者也

慶應元年丑八月

蠣瀬組大新田村井手庄屋勘兵衛へ

其方儀二十ヶ年餘井手庄屋出精相勤、尙又先年今津浦漁人宇ノ島漁人出入一件之砌、親類長洲備の方へ罷越、程能く申談じ公訴之上、首尾能落著相成出精に付、永々庄屋上席、於御臺所年頭御禮可

申上者也

慶應二年寅十二月

こんな風で獻金とか功勞とかに依つて役柄や資格の御褒美もあつたものである。殊に小笠原時代、奥平氏の時代は御冥加金其他の名目で、獻金を受け庄屋、年寄役、組頭其他の資格を與へた場合は頗る多かつた様である。

明治の初、廢藩置縣頃迄の風俗として、次の古野文書中の後代御用日記記録は地方の民度を知る好資料である。

正月十一日申參候

在中之者共以來苗字勝手に相唱候ても不苦候右之趣御仰出候間可奉得其意者也

(明治四年)未正月

西尾次郎右衛門

神武天皇祭之事

儉約規則書(文書の下部を破損不明)

一、婚姻之事 濟酒壹升其外肴料金百疋以下

衣類遣候儀無用粗末帶一筋酒□□已下肴料金貳百疋以下

其外

結納祝として金子遣事一切無用

右結納祝儀之節は仲人限りにて披露親類其外□□之者招候儀無用

一、婚姻客之儀親類限之事

獻立 吸物ニツ已下

本膳

肴 差身
井 取肴

但引物無用智嫁共相一所に出□□□□壹對限之事

酒有程 吸物壹ツニテ可然尤身元厚薄ニ依リ□□

一、樽祝儀樽客致候儀無用之事

一、祭禮之節餅取遣無用客之儀も相等に□□

一、初正月初節句破魔弓羽子板甲人形雛□□敷候同取遣無用

一、宮參りの節産着遣候儀一切無用

一、葬式にて講組寄合之節賄共手輕く□□限り米五合札壹匁限りの事

一、御下々火葬を土葬にすれば餘程儉約に相□□凡ならぬ様致べし

一、導師駕籠傘挾箱等無用兩掛と一荷限り可也之者葬式之節大寺にて住寺並塔中□□伴僧壹人限之事難澁之且家にては僧壹人限の事

一、諷經僧無用

一、村中にて手輕き棺臺存置用弁可致上屋杉□□□

一、初盆之節燈籠取遣無用□□□之所□□□

菓子遣取儀無用盆踊之節初盆飯等差出儀無用事

一、佛事の節茶子無用賄方左の通

本膳 但刺平臺行無用酒壹献 引茶無用

右の通相斷候事

村役人

未正月(明治四年)

卷末所感

以上章を改むる事五、二百余頁に亘つて維新以前小楠村誌の概要を盡したので、之を以て本書の大尾とする。由來我國の文化は其精神的方面に於て、國民性、民族性の馴致に對しては上下三千年來の訓練を経て、間然する處なきまでに美點長所を涵養し得たが、一方物質的方面に於ては、實に白人先進國に對して幼稚であり、低級であつたもので、夫が以上の記述に依つて証據立てられた譯である。然るに維新以來未だ七十年ならずして、歐米諸國數百年に集積せる物質文化を吸収し盡し、今や方之等物質文明の長短を研較して、新文明の指導的地位に立たんとしてゐる譯で、茲に文明的我國の非常時がある譯だが、同時に今日は此の白人文明中毒の尤も甚だしき時代とも稱すべきで、本誌の記す處に見ても、吾人の祖先の生活は七十年前に於て、朝鮮人、臺灣人、更に生蕃、アイヌの今日の生活と相去る一步であつた譯で、夫が僅かに七十年にして今日の生活を現出したとせば、今日の生蕃、アイヌも亦七十年にして吾人と同じ水平線に文化が普及し人材を輩出すべく、臺灣人、朝鮮人に至つては、五十年ならずして吾人の壘を摩するに至るであらう。而して我中津にも朝鮮人の多くが侵入して來てゐると共に、現在の中津市は此の七十年間に於て殆んど三分の二は中津以外の田舎者と賤んだ人達によつて侵入されてゐる譯で、物質文明が精神文明の基礎ある者には、如何に速かに普及するか

を知らるべく、同時に物質文明の新陳代謝が如何に速かに行はるゝかも知らるゝ譯で、著者は此機會に徒らに生活程度のみ向上した英蘭等白人國商工業の凋落や、人心の腐敗した支那民族の現狀を本誌の記す處と比較して、吾人の光輝ある民族性、國民性の長所を益々琢磨すると共に、方に爛熟腐敗に墮せんとする今日の物質文化に於ける短所を矯正する事を忘れざらん事を祈るもので、希くは舊小楠村民か本誌を味讀して謙抑切差、益々精神的に、物質的に其長所のみ吸收利用して以て永遠に地方民族の向上發展に資せられん事を祈る次第である。(昭和九、六、二四)

東 沖 臺 誌

終

昭和十年三月廿五日 印刷
同 四月 一日 發行

中津古文書奥付

定價金參圓

大分縣中津市北堀川町三〇三

校訂者

山 本 利 夫

大分縣中津市一ツ松町六七三

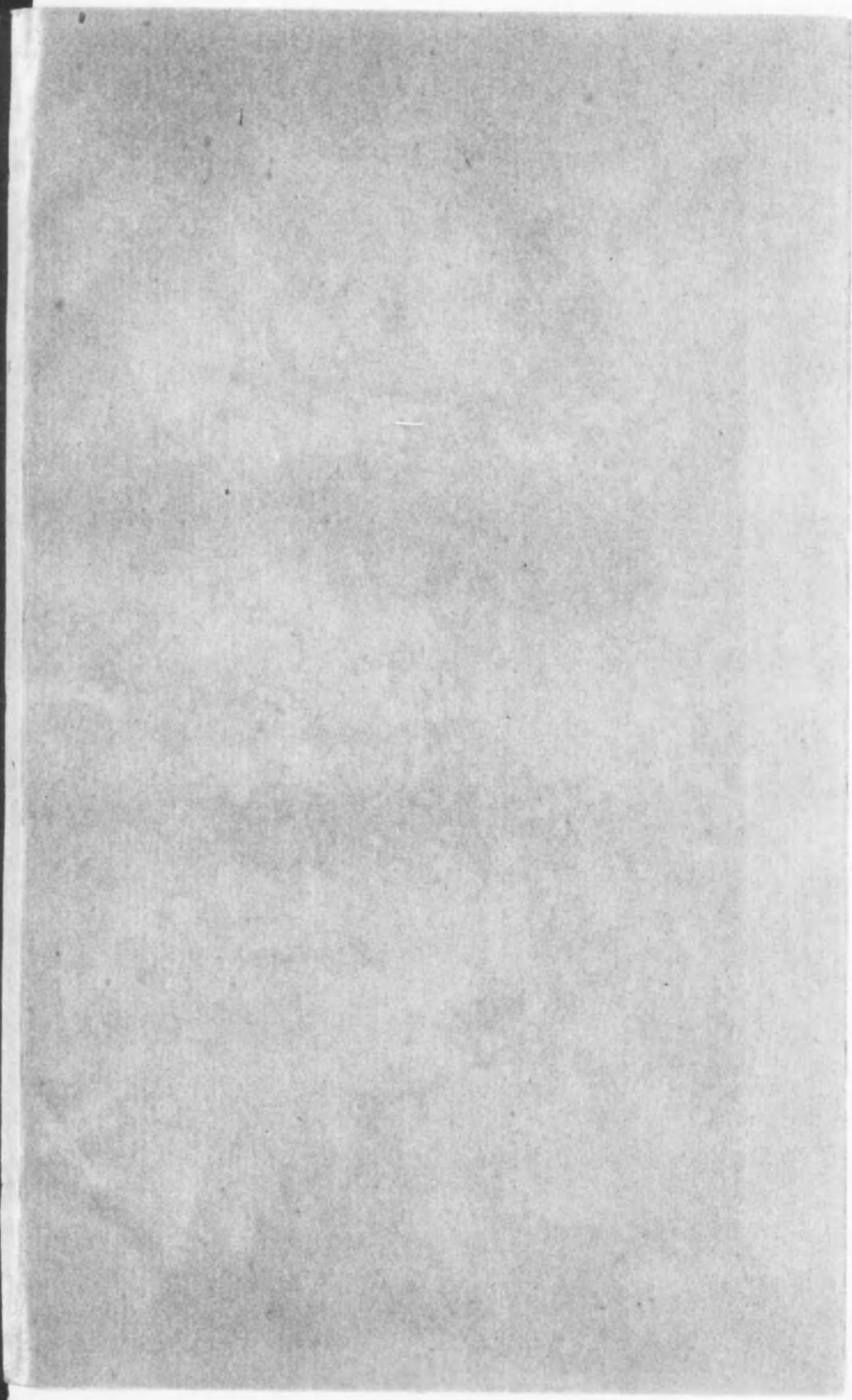
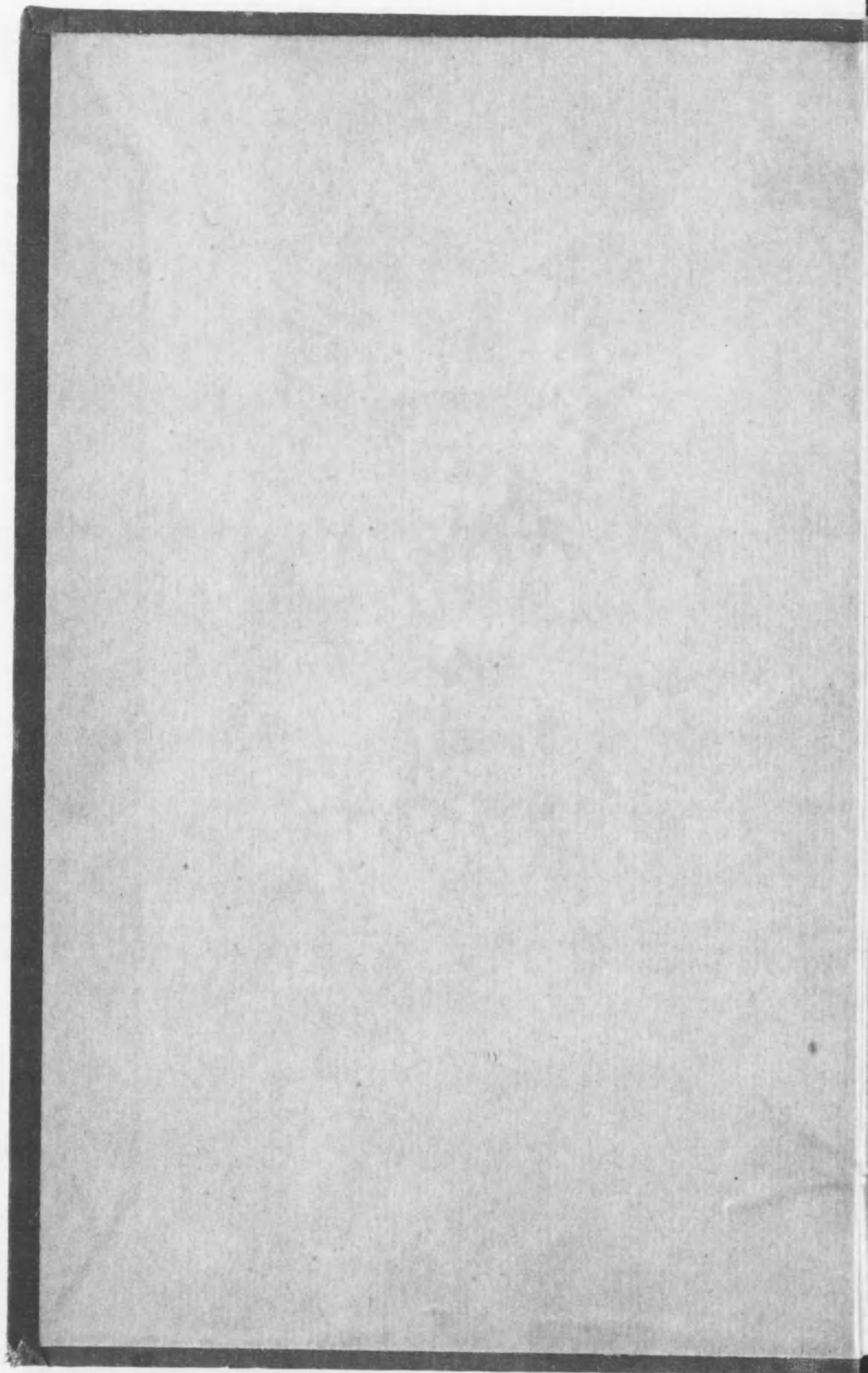
發行兼
印刷者

山 本 立 夫

大分縣中津市一ツ松町六七三

發行所

株式會社豐光舍



終

